

<b>Title</b>	前期水戸学者の一考察：三宅観瀾と栗山潜鋒
<b>Author</b>	大月, 明
<b>Citation</b>	人文研究. 19 卷 8 号, p.627-660.
<b>Issue Date</b>	1968
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学文学部
<b>Description</b>	歴史学特輯号

Placed on: Osaka City University Repository

# 前期水戸学者の一考察

——三宅観瀾と栗山潜鋒——

大 月 明

## 一 はじめに

幕末、天保期以降の尊王攘夷思想の展開が、やがて討幕運動へ発展し、明治維新成功の原動力となつていったことは、改めていうまでもないが、幕末から明治期にかけての尊攘思想家から討幕論者に及ぶ、志士や読書人たちの思想的系譜を後づけてみると、そこには多少なりとも、いわゆる水戸学との関係があつたことが、多くの人々に認められるのである。<sup>(1)</sup> 徳川斉昭をおしたてた、藤田東湖、会沢正志斎たち水戸藩の動きは、当時、幕藩体制の政治動向に少しでも関心をもっていたものにとつて、注目の的となつていた。このはなばなしい水戸学の動きも、ほぼ文久期頃までであつて、<sup>(2)</sup> はげしい全国政治の動きのなかで、急激にその影響力が低下していくのである。しかし、幕末、新しい政治の展開を願つた人々にとつて、まず魅力ある存在であつたのが、水戸藩の動きであり、そして水戸学で

あつたことは事実である。この幕末における水戸学の隆盛は、しかしながら、水戸学の幕藩体制成立期以来の史的展開における連続的な隆盛と、学問・思想としての傾向の一貫性を意味するものではない。厳密にいうと、水戸学の内容は、一学派を形成したものとはいえないし、その名称も、時代と立場によつてつけ方が異なるようである。しかし、水戸藩における学問・思想の傾向を総称して、水戸学とよぶとして、その史的展開を考察しようとするとき、前期と後期にわけるのが普通である。勿論、それぞれの時期の意味づけに論がわかれ、時期区分に異論もある。そのなかで、瀬谷義彦氏<sup>(3)</sup> が、前・中・後期にわけて、後期を復活期（寛政—文政）と完成期（天保—）とし、元文頃から天明期に至る、約五・六十年に及ぶ中期を立てられた。徳川頼房から享保頃までの前期の内容が、後期に入つて完成させられたものである、と考えるのは異論があるが、藤田

幽谷の存在を核として、天明期から化政期へかけての体制動揺期に、前期の傾向を復活させていく、ととらえられるのに注目したい。私は、やはり水戸学の展開を前期と後期にわけ、瀬谷氏がおかれた意図と異なると思うが、氏のいう中期における意義を考え、前期を、徳川光圀によってはじめられた「大日本史」編纂事業を中心とし、彼の没後、天明期に幽谷が彰考館へ入る頃(天明八年)までを前期と考へ、つづく寛政以後から、ようやく幽谷・東湖・正志斎らによって、前期の伝統の上に立ち、外憂内患の政治についてはげしい主張と行動、あるいは対立抗争が行れるようになっていく時期を後期と考へ、幕藩体制の崩壊とともに、その本質的な活動を終ったとみたい。

「先人(光圀―大月)十八歳、伯夷伝を読み、蹶然其の高義を慕ふあり、…史筆に由らずんば何を以て後の人をして觀感するところあらしめんやと。是に於て慨焉として修史の志を立つ」と伝えられる言葉ではじまった修史事業について、その動機、目的を論ずるものは多い。しかし、数少ない史料からみる光圀は、水戸藩二代藩主として藩体制の確立に苦心しており、とくに初代藩主頼房時代に召抱えられた、徳川家康・秀忠の家臣、甲斐武田の遺臣、小田原北條の旧臣、あるいは国内の豪族や旧領佐竹の浪人などを含めて、藩士の統制と藩主への服従などが、領国経済の問題と併せて重大事であったろう。これは、体制成立期の幕府・各藩に共通する問題であり、政

治体制をささえる精神的支柱として、儒学思想による封建体制イデオロギーの確立と武士層への教育が、ひきつづいて登場してくるのである。林羅山らの「本朝編年録(後の本朝通鑑)」や尾張藩の「類聚日本紀」などの歴史編纂事業も、そうした幕府・藩の政治体制確立とともにあったといえるものである。巨視的な見方としても、光圀の修史事業において、本質的には同様な意義を考えてよいと思われる。従って、水戸藩の修史事業の内容については、体制成立期の政治、及び政治思想に適應すべき内容としてまず出発したものと考えてみたいし、後期における復興にしても、学派のそれというより、光圀や修史事業のもっていた政治的意味の、新しい政治環境下の強調を核とするものであったといえよう。光圀の意見、あるいは、光圀以後も「大日本史」の内容が、幕府の意見と対立することがあったのも事実であろうが、前期水戸学の成立に重要な、「大日本史」編纂事業の意味を以上のように考えたい。

光圀没後、修史事業はしばらくすると、幕藩体制のいわば安定期に入るとともに衰退し、安積澹泊の門人に教えをうけた史臣である谷維揚の「皇朝史略」(明和七年成る)は、北朝正統を論ずるのである。勿論、谷は没後になって非難をうけるが、「皇朝史略」のかかれた頃は、「史館学生も日本史など、申書はわすれ居り候や不存候位に東高閣申候由」といわれていたようだ。「義公(光圀―大月)

ノ世ニ及ベル老人アリテ物語タルヨシヲ或人ノ云ヘルハ、公ノ時ニハ何トナク毎事氣ツマリテ窮屈ナルガ如クニテ、人々油断ナラヌヤウニ覺エシナリ。肅公（綱條―大月）ノ時ニ移リテハ、サテモ緩々トシテ世ノ中セイ／＼トシタルト……中村義直ノ雜記ニモ、義公ノ時追放多シ……<sup>(9)</sup>と伝えるのも、修史事業をはじめた光圀の時代の政治的な緊張ぶりと、以後の情勢との対比を示すものであり、また、六代藩主治保（明和三年―文化二年間藩主）の頃、江戸小石川の藩邸にかつてあつた伯夷・叔斉の祠が、いつのまにか像を除いて八幡祠となつていた。たまたま治保に招かれていた、林述斎の忠告で復旧されたという。<sup>(10)</sup> こうした前期水戸学の衰退の間にも動揺をつづけていた幕藩体制のなかで、水戸藩でも藩財政をはじめとする領主経済の危機は、藩政に転機をもたらし、天明期以降、水戸学の伝統の上に立って、新しい政治への対応がはじまるのである。その新しい政治環境のなかで、後期水戸学は隆盛を来し、幕藩体制とともに本質的な活動を終るのである。こうした、政治体制に密着して展開する水戸学について、私は前期から後期へわたる、政治思想的考察を重視すべきだと思ふ。かつて、後期水戸学―「弘道館記」の教義信條こそ水戸学の名に値するものだという見解もあつたし、<sup>(11)</sup> はなばなし以後期の思想傾向に、前期のそれを結びつけるようとするものもあつたが、後期の意味づけから前期へさかのぼるのではな

前期水戸学者の一考察

く、前期からの史的展開のもつ意味を的確につかむことが、ひとつには、偏狭といわれたような水戸学研究をさけることにもなる。以上、簡単に述べた観点から、水戸学を考察しようとするのであるが、本稿においては、まず前期、修史事業に参加した、三宅観瀾・栗山潜鋒をとりあげ、とくに両人の歴史観を中心にその学問・思想をさぐり、前期水戸学の内容究明の参考にしたいと思ふ。<sup>(12)</sup>

註

- (1) 高須芳次郎「水戸学派の尊皇及び經綸」下篇―水戸政教学篇の第十七章（水戸学が薩長土肥諸藩に與へた思想的影響）、北條重直「水戸学と維新の風雲」、植手通有「明治啓蒙思想の形成（一）―西洋觀の転回との関連において―」（「思想」一九六七年第一号）など参照。
- (2) 例えば、丸山真男氏は、「水戸学的意味での尊皇論及至攘夷論が尊攘論一般を代表したのは精々安政・万延までである」とされた。（『日本政治思想史研究』）私は、東湖が安政三年、正志斎が文久三年にそれぞれ亡くなったことと、文久―慶応にかけての政治思想の転換とをメルクマールとしたいと思ふ。
- (3) 瀬谷義彦「水戸学の史的考察」の第一・第二章参照。
- (4) はじめ光圀の修史事業では、「本朝史記」とか「史記」とかよばれ、「大日本史」の名称は、正徳五年、三代藩主綱條の命によ

ってきまってきた。以下、慣例により「大日本史」の名称で代表させておく。

(5) 「大日本史敍」(正徳五年)綱條の名になっているが、大井松隣の撰文。読下し文は、関山延編『水戸学精髓』による。

(6) 例えば、徳富猪一郎氏は、八万石の費用を投じたという修史事業をはじめた光圀は、比類なき名誉心の不朽の記念碑を、修史事業に見出さんとした、という。(『近世日本国民史』徳川幕府上期下巻思想篇第十六章)あるいは、坂本太郎氏は、修史の動機の一つに、幕府の本朝編年録に対し、独自の立場からすぐれた歴史編修の意図があったのではないか、また事業推進の原因の一つに、林春斎らが幕府の力で続修した、本朝通鑑に対する批判の精神があったのではないか、とされた。(『日本の修史と史学』水戸藩の大日本史の項)光圀の強い競争意識を指摘されるのだが、名誉心の発揮にしろ、修史事業の意味は、幕藩体制成立期における光圀の政治的、あるいは政治思想的立場の究明にかかっていると思われる。「大日本史敍」にいう、伯夷伝をよむにはじまるといふ、修史事業の開闢神話(坂本氏前掲書)を踏襲するだけのものは論外であろう。

(7) 前田香径「水戸藩」(『物語藩史』第二巻)光圀の政治的立場や態度については、「西山公随筆」、「光圀卿教訓」、「桃源遺事」、「玄桐筆記」などによってもしるることができる。

(8) 瀬谷義彦前掲書、第二章第二節

(9) 長久保赤水より立原翠軒書簡に対する立原の書簡(瀬谷義彦前掲書、第二章第二節所収)

(10) 小宮山昌秀「楓軒偶記」(日本随筆大成第2期第10巻)巻之六、○義公ノ治の項

(11) 「甲子夜話續篇」巻七(国書刊行会本、第二)一応、本文の林子を述斉としたが、そうすると、寛政後半から文化二年までの間の話ということになる。

(12) 菊池謙二郎「水戸学論叢」水戸学の意義の項参照。

(13) 前期の代表的存在の一人に安積澹泊がいるが、(松本純郎「水戸学の源流」八を参照)本稿では、まず観瀾・潜鋒をとりあげ、彼らの著作にみられる内容の分析を中心として、考察を進めていきたい。

尚、紙幅の関係で註は最少限にとどめた。

## 二 三宅観瀾とその学問・思想について

三宅観瀾<sup>(14)</sup>は、延宝二年に京都で生れているが、父は名を正清、通称を六兵衛、道悦と号し、母は京都の町医師田中休庵の女という。

父は儒者、あるいは医者だったというが詳らかでない。彼より九年前の寛文五年に生れたのが兄の三宅石庵で、後に大坂懐徳堂を創設している。長兄は伊某(伊之助か伊兵衛)という能役者であったともいふが、「儒職家系」<sup>(15)</sup>では、観瀾は二男とされている。観瀾の弟がはじめ源蔵といった総十郎維祺、佩章と号する人で、享保のはじめ

水戸藩に仕えた。この人は、「学術兄ニハ似ルヘクモナカリシカ書ニ工ナリシ故常山文集ノ跋ナト書シム後ニ狂ヲ疾テ自殺」<sup>(8)</sup>している。その他の兄弟についてははっきりしない。観瀾は諱を緝明、字を用晦といい、九十郎と称したが、観瀾または端山を号とする。

石庵・観瀾兄弟は、貞享四年（観瀾十三才——以下年代の下は観瀾の年令）に父を失ったが、その後学業を続け、元禄に入ってから兄弟で江戸へ出て、学業や教授による生活を送った。<sup>(9)</sup>元禄十年（二十四才）、石庵は弟を残して京都へ帰ったという。これに対して後藤三郎氏は、元禄六年（二十才）、教授によって生計を立て、後年日時は不明だが、浅見綱齋門に入り、元禄十一年三月十五日には、師綱齋の東山例会に出席して五律を賦し、この年の冬に江戸へ出たという。「窓のすさみ」<sup>(10)</sup>に収める、江戸へ着いたばかりの十二月晦日の日本橋辺で、隣人に金子を贈った話もこの時のこととされている。しかし、「われらは先刻此所に移り来し旅人にて候、」といった内容からみても、「窓のすさみ」の話は、兄弟で江戸へ出てきた時のことであるともいえる。また、石庵が江戸へ出てきたから元禄十一年に京都へ帰り、それから四年は讃岐にいたことは確かであるし、元禄九年、観瀾が播磨へ旅行していることなどを考えあわせてみると、やはり元禄十二年までの観瀾には不明の点が多いといえよう。少くとも同年までの観瀾は、元禄のはじめに江戸へ出てから数年、

九年頃までには京都へ帰ってきていたといえよう。彼は浅見綱齋に学んだが、天和三年（十才）頃から京都錦小路高倉西入るに錦陌講堂を建て、三十年間諸侯に禄仕せず、また江戸の地をふもうともせず、綱常民彝を目標に大義名分論や国体論を強調した綱齋から、山崎闇齋派の朱子学を学んだのである。元禄九年秋播磨へ向う途中兵庫を通り、「謁三楠公正成碑并序」<sup>(11)</sup>を書いたのが鶴飼称齋の目にとまり、それを光圀に伝えたことから、光圀没年の前年、元禄十二年水戸藩に仕えて二百石を禄し、史館で修史事業に参加した。京都に入るときは放達不羈で、好んで鼓を打って楽しんだといい、綱齋門に入ってから行いを改め、教えをうけたともいう。<sup>(12)</sup>水戸藩、後には幕府に仕えた観瀾はこの綱齋から絶交されている。観瀾自身は、宝永八年に幕府に仕え、朝鮮使節と会見したとき、自分の学問は故闇齋門から出ていると答えているが、水戸藩出仕について、諸侯・幕府に出仕することを道に非ずとした綱齋の怒りによるものか、あるいは「観瀾集」にもあるような朱子学批判のためであろう。観瀾は木下順庵門にも学んだという。順庵が幕府儒者となったのは天和二年で、それまでは京都で教え、また加賀藩前田家に仕えている。順庵は、元禄十一年十二月に七十八才で亡くなっている。観瀾が順庵門にいたとすると、前述したように、元禄のはじめ兄と江戸へ出てからであろうから、順庵晩年の門弟で、順庵没して翌年、水戸

藩に仕えたことになる。<sup>(67)</sup>木門の同門である新井白石、室鳩巢らとは親しかった。宝永六年閏八月、観瀾は史館総裁となるが、史館での仕事としては、「礼儀類典」進献の際に綱條に代つて序を作り、「大日本史」では、南朝諸臣の列伝の多くをかき、後述するように將軍伝を創立しているなどである。宝永八年三月、白石の推薦で室鳩巢とともに幕府儒者となり二百俵を給された。この年の朝鮮使節来朝の際は、應對の役に当り、正徳三年には駿河台に屋敷地を下賜されたが、享保三年八月二十六日四十五才で亡くなった。江戸駒込の天澤山龍光寺に葬ったが、妻の藤曲氏との間には一女三男があり、長男の濟美(岩次郎)が後をつぎ、その子孫は甲府勤番になったという。<sup>(68)</sup>

観瀾の学者としての評価は、板倉勝明が「以文章史学、為三世所重」というように、文章・史学をもって活躍した点にあるといつてよい。「著舊得聞」が「一時称シテ儒宗トス」としたが、それは、青山拙斎の「文苑遺談」が「観瀾兄石庵亦以文学鳴世」とし、江村北海が「日本詩史」で「以文章聞」、小宮山昌秀が「楓軒偶記」で「日観要考ハ朝鮮人ノ作ナリ。……観瀾ヲ蠻中ノ巨擘ト書リ。」と述べたことに通じるものである。また「先哲叢談」・「近世叢語」などは、朝鮮使節との往復文書を引用して、「其辯博力あるを見さん」とし、さらに荻生徂徠は、伊藤東涯よりも高く評価し、雨森芳

洲は、鳩巢・東涯・徂徠とならべて称しているのも、その文章に依つてであることを示し、梁田蛻巖が桂山彩巖に贈つた書を引いている。「物徂徠老矣、……室鳩巢醇乎古先生、澹泊自守、無闕心也、三宅観瀾堅韌駿臺、堂堂正正之威、殆使牛門塞関不致東飲馬矣、」と。もちろん、こうした褒辞に反する批判もある。さきの江村北海は「停雲集」所載の観瀾の詩をとりあげ、破綻を指摘し、やはり彼も木門の人であるとの評を加えている。それは、白石の詩を評して「吐言成章、往往不遑思釋」とするのに近い意味であろう。また、観瀾にとどまらず、水戸藩関係者の詩一般については、例えば徂徠学派からみると、彼らの範とする中国の伝統とは異なるものがあつたようで、平野金華が安積澹泊に贈つた書では、「余得誦貴藩諸名公詩若文、乃探之藝苑而求其肖、上之典謨誓誥、下之子史百家、唯無其所彷彿焉、則獨在日本水藩諸君之間、而不可以比之寰外之辞也、奇異哉」と述べている。水戸の誇る国粹的なものへの賛辞というより、その風を奇異なるものとする評が、儒学者間の一部にあつたようである。

先述のように、彼自らが崎門の流れにあることをいったように、浅見綱斎門にあつたことは強い影響を与えた。綱斎は延宝七年闇斎門に入ったが、闇斎は、吐血する綱斎に勉学を休まさせ、また綱斎も努力した話などが、稲葉正信の「先達遺事」に収められている。

「強斎先生雜話筆記」によると、義理の精微は綱齋だと闇斎も認め、闇斎の後をつぐものとして綱齋をあげる者が多かったようだ。<sup>(63)</sup>

しかし、綱齋の学問が闇斎からうけついでたものは、垂加神道・国史の面より、むしろ経学及び名分論の強調といった分野においてであったといえよう。闇斎の晩年、綱齋は義絶されているが、神道、あるいは敬義内外説などで闇斎の意にそわなかったからだともいわれる。綱齋には「靖献遺言」<sup>(64)</sup>その他の著書があるが、主著といえる「靖献遺言」は、治乱を貫き常変を徹して、己一生の第一等の守るところの大義を明かにし、名分を正して、いざというときに惑うことのないようにと、屈平から方孝孺まで八人の遺文を扱ったものである。「通鑑綱目」を愛読した綱齋が、忠・大義・名分について、春秋の筆法で述べたものだが、実際の講義になると、我國の問題にうつされて講述されたようで、この書の目的が国内士人であったことは確かである。

この綱齋から観瀾は朱子学を学び、やがて義絶されるのである。観瀾の行動からみて、その志節弛み、晩年徒に文人韻士と詞藻を闘わずに至って、綱齋の思想・学問と相へだたつたとし、利に向う傾向を指摘する人もあるし、また水戸でも「其水戸ニアル僅ニ一僕ニシテ居レリ是ハ兼テ幕府ニ召サルヘキ内旨アリテ假ノ住居ト心得ラレシナルヘシト云ヘリ知ル人はヲ以テ薄ンス」といわれたようだ<sup>(65)</sup>

が、観瀾と綱齋の学風に差異のあったこと、あるいは出所進退について、少くとも結果的には両者の間に大きな差異があったことは事実である。(この点は後述する。)とくに文章史学に特色のあった観瀾と、綱齋の学風に差異のあったことは指摘できよう。しかし、当時としては、史跡についての感慨そのままを、詩文に表現することが少ないといわれるが、その少ない例のなかに、「謁三柄公正成碑二并序」をみることは、観瀾が全く綱齋の学問・思想の埒外にあったとはいえないものがあるし、綱齋が常に帯びていた劔の方鐔に、観瀾のかいた赤心報国の四字を篆鐫してあったことも、やはり観瀾のもっていた傾向を示すものとして認めておくべきである。

しかし、元禄十二年に水戸藩に、宝永八年に幕府に出仕したことについて、後者については、水戸藩内でも予定されていた行動だとして、その功利性が噂され、前者については、それも大きな理由となって綱齋から絶交されたのである。絶交事件は、従来、綱齋の尊王思想の純粹さと、儒学者としてあるべき、まさに義にかなったこととして述べるための説明であったが、観瀾、あるいは当時の儒学者の多くの側に立っていうならば、儒学をもって幕府・藩に仕えることは、不義不当ではなく、林羅山以来ようやく儒学及び儒学者の政治的・社会的地位の安定、つまりは儒学(者)が幕藩体制に封建政治体制に順応してきた結果の一つを示しているにすぎないともいえ



る。師聞齋に義絶された網齋は、「晩炷<sup>レ</sup>香拜跪。謝<sup>ニ</sup>罪於神靈<sup>一</sup>。」<sup>(63)</sup>したという。観瀾もまた師にわびていたかもしれないが、それについて伝えるものはない。あるいは、観瀾の兄石庵の学問に対する態度が、非世間的な厳格な性格の上に立って、「頭ハ朱子尾ハ陽明其鳴ク聲仁齊ニ似タリ象山ノアタリヲカケマハル」鶴学問<sup>(64)</sup>とよばれても致し方ないような、学派の別にとらわれない、自己修養のためには全てを一にする融通性、彼なりの合理性・批判性をもったものであることを考え合せてみると、観瀾をしるのにひとつの参考となる。兄弟の違った方法と内容は同一ではないが、それぞれが、元禄期前後における儒学者の状態のいくつかを説明するものといつてよい。

観瀾の著作のなかで中心となるのは、「中興鑑言」であるが、ほかに「論贅駁語」・「烈士報讐録」・「観瀾集」や、「支機閑談」・「観瀾談餘」・「萍水集」・「助字雅」・「聴雁行記」などがある。彼に対する同時代の評価については、簡単に先述したが、以下では、彼の著作のうちから、「中興鑑言」・「論贅駁語」・「観瀾集」をとりあげ、それらの内容を通して、彼の学問・思想について考えてみたい。

「中興鑑言」<sup>(65)</sup>（以下「鑑言」という。）は、その成立事情を詳らかに

しないが、書名の示すように、建武中興をとりあげてその歴史を述べ、論断を下してもって現在の政治、または政治道德の戒めと手本<sup>(66)</sup>にしようとしたものである。観瀾は、水戸の修史事業では、新田・楠・名和氏等の伝を執筆し、また、宝永五年七月、別に列伝のなかに將軍伝をたて、源頼朝以下を記し、さらにその家族家臣伝を付すことを願ひ出で、翌六年春には「將軍伝私議」をかいた。この年冬には「讀本紀」をかいているが、水戸での仕事と関心が、南北朝時代を中心とし、また、武士による政權樹立とそれ以後の歴史、及びその意義に集中していたようである。そうした環境から、この「鑑言」が生れたとも考えられよう。

内容については、私は次のように分類するのが適当だと思ふ。<sup>(67)</sup>つまり、論勢・論義・論徳と政に分け、さらに論義の部では、復興・兩統・正統の項を立て、論徳の部では、修身・治家・勤政・風俗・號令・賞罰・御将・用人・經国分職・行軍置防・驍奢・土木・聚斂・総論の項を立てて論じ、政で終っているのである。項目の立て方がはつきりするが、順を追って「鑑言」の内容を検討してみよう。

本書の冒頭において、「勢は猶ほ水の如し。……一決して去るに至れば、則ち防くに千里の堤を以てすと雖も、亦禦ぐべからざるな

り。勢の王室を去るや久し。其の由る所を原ぬるに、亦將に何れに在るか。蓋し土地・兵甲は勢の実なり、本なり。禮度・名教は勢の文なり、末なり。二つの者は相なかるべからざるの術にして、其の能く輕重を審らかにし、以て低昂を制する者、必ず先づ其の本を厚うし、其の実を積み、……而して此を以て行はゞ、不可なる所なし』として論を進めている。儒学者觀瀾の歴史理解の中心ポイントの一つはまずここにある。

孔孟以来の儒学思想をとく儒学者にとって、歴史は儒学そのものともいってよい。それだけに歴史知識は、儒学者にとって必須のものである。儒学道德を基準とする歴史の評価は、君子人の鑑であり、勸善懲惡（保建大記序）の基準であり、広い意味での政治のよるべき指導理念であった。幕藩体制下、儒学者による歴史編纂においても、歴史のもつ意味は基本的にはそこにあり、政権をにぎる武士階級、即ち統治者としての武士階級によるべき指針であった。それは当然、武士政権の存在を前提とし、武士を対象とするものであり、歴史編纂は体制成立の意味づけの役割を果すものであった。庶民は、ただよるべきもの知らしむべきものであって、また、歴史の直接の対象とはならない。歴史によって聖賢の道をとく儒学を学ぶこと自体、死すべきときに死す道をする、即ち士たるの学問をすることであり、例えば、甲陽軍鑑・將軍家譜（信長と秀吉迄）の「二書

は御家御武功の事を載たれば、武夫はよく知覚すへき書也、」<sup>(4)</sup>なのである。儒学者による歴史は即ち政治であったといえよう。

觀瀾における歴史即ち政治の展開の鍵は、まず土地、兵甲にあった。神武天皇は、天下を跋涉して討伐の結果、国家統一をなし、土地・兵甲の権を自ら握り政治を行なったのであるが、太平の結果、生れながらの帝王の時代になると、政治・軍事の権は臣下に移った。「天の君を立つるは、將に以て斯の民を愛せしめんとし、而して民の我れを戴くは、亦皆前王の遺徳の致す所たるを知り給はず、乃ち昂然としておもへらく、天上の人、足、土を踐まざるは、固より吾が職なりと。」（論勢）するに至るのである。とくに保元・平治の頃になると、藤原氏執政の弊もあり、文武日に朝廷から離れ、人々の心は源平二氏に帰して、兵甲の権は彼らの手に移ったのである。鎌倉で源頼朝が権力を握るや、総守護を請い、ついに土地の権も武士に移り、天皇から出すのは、曆と爵位のみとなった。この状態に対して、後鳥羽天皇は無力ながら立ち上って敗れたが、後醍醐天皇は天皇親政の中興を成功させた。しかし、土地の大利・兵甲の大威をねらう武士は、鷹の如く窺い狼の如く顧みているのであって、この機運を察して意表に出て、彼らを屈服させるべきなのであるが、後醍醐天皇は、志おごり宴を恣にして、土木工事や日常に贅をつくし、女性の言によってみだりに賞を公卿にあたえ、国の財政

が乏しくなれば租税を加徴し、錢鈔を作り、藤原藤房や護良親王の諫言もいれず、ついに中興政府は瓦解した。その後は、吉野に南朝政府をおき、「僅かに虚器を窮山幽谷の間に擁し」たが、やがて南北朝統一がなり、足利氏の天下となった。「嗚呼、事、之をして爲すべからざらしむるに至らしむるもの、一に人主自ら之をなし給ふに由る。而して之をなすべからざるの至は、之をなさんと欲すと雖も、亦得べからざるなり。然らば則ち後の之をなす者如何。曰く、勢なり。依つて而して之を導かんのみ。」(論勢) 事をなしとげるか否かは、一に人主(天皇) 自らがこれをなすかどうかにかかるとある。後世において事をなさんとするものにとって大事なもの、やはり以上に述べたことからわかるように、勢である。勢の本土地・兵甲を完全に握ることによって事をなし、これを導くことにあるというのである。先述のように、これは本書の中心ポイントの一つであり、テーマといてよい。観瀾において、歴史Ⅱ政治の展開は、土地と兵甲を軸とし、王道Ⅱ天皇の徳による導きがあるのみである。その勢を失った天皇のもとにある、例えば神器は、いわば虚器なのである。正閏論において、栗山潜鋒は神器の存否を第一とし、観瀾は次に述べる義を重視するといわれるが、観瀾の神器論にみられる、儒学者としての実証的合理的理解は、潜鋒の考え方とのちがいの理由の一つであろう。

観瀾の歴史論は、以上の勢を第一の柱とするが、もう一つ強調するのは、論義の部で展開される義である。跋において、「勢の不可を知りて、義、已むべからざるものあり。義に任ずれば事償る。義の不可を知りて、勢、止むべからざるものあり。勢に徇へば道欠く。二つの者、相雜るの際に當り、固より軽重を権り終始を審かにし、慮を積み智を彈して以て発すと雖も、其の機に中り、其の功を完うするを得がたし。而して、其の能く勢をして暗々の中に黙遷し、義をして昭々の上に順行せしむること、春陽の物を融し、疾風の草を被ふが若く、天下の事を挙げて、施すとして意の如くならざるなきものは、特り徳にあり。君子、其れ、豫め以て之を養はざるべけんや。」(跋) と述べている。従来、「鑑言」の中心は、この義を論ずるにあってとされた。が、この文章にあるように、勢と義、そして君子たるものの徳の三つは、ひとしく本書の、ひいては観瀾の歴史観を構成する要件なのである。従つて、勢・義・徳の三位一体的な歴史観のなかで、それぞれが相関連するのであるが、義はそのなかでは、いわば基礎的一般論的、勢・徳は個別論的部分を定めるといつてよい。「鑑言」では、論勢・論徳において、もっとも大きい部分をしめるのが論徳の部であるが、儒学の徳目を中心として、いわば帝王の徳を論じて、徳治主義を強調しようとするだけに当然であろう。では、論義の部で問題となる点を、具体的にいくつ

かあけてみよう。

まず、中興政治から南北朝時代、さらに応仁期までについて略述している。例えば、南北朝統一後も応仁頃まで、南期の王子がいたというが、これも要するに天命の帰するところをしない頑というべきで、其志もまた悲しむべきものだ。南北朝対立期に倒れた南朝諸將の義も、烈なりとすべきであるが、それも「帝の徳終へず、功なり給はず、」（復興）によるのだという。以下の正統の項から後において、我國の歴史をふりかえりながら論が展開されている。栗山潜鋒の神功皇后批判に対して、観瀾は擁護する立場に立つが、これも「応神の正儲ましませり。」による。つまり、皇統は「嫡々として相承け、子は以て孫に授け、兄は或は弟に及ぼす。」のであって、「統の帰すると帰せざるとは、朝廷の名分にして已に定まり、固より臣子の敢て言ふべき所にあらず。」しかも、かの「神皇正統記」が出て、正統を論ずるといふのは、いわば世道の降れるを語るものなのである。では、正統は神器の帰するところにあるのだろうか。この問に対する観瀾の答は、「固よりなり。而も未だし。」である。即ち、「上は常に崇畏墮ちざるの心あり、下は永く覬覦不逞の萌なし。器の臨むところも亦、必ず統當に續くべくして、徳、称ふに足る者にあり。統と器との分判れざるなり。」ところが勢の移るところ、また君子の徳の至らざるところ、神器も虚器になるということ

は論勢の部でも述べていることである。では、神器は前代の遺物であってその存否は問題でなく、南朝に神器があるともこれを滅し、北朝に神器がなくともこれを奉ずることは、一体どう理解すればよいか。大体こうした世道の降った状態においては、統の帰するところを弁じなければならぬ。即ち、正統は義にあって、器にあるのではない。かの周代の成康のとき、政治が衰えたが、楚人の問に答えて、徳にあって鼎（伝国の重器）ではない、と述べたことと同様であるが、いずれも、政治も世道も衰えた末世において問題とされたことに変わりはないのであって、いずれにせよ、正統を論ずるのは末世の現象であり、保元・平治以前にはなかったことである。南北朝時代においても、やがて神器は北朝に入るのであるが、「其の器の臨む所、実に其の統の當に續くべきものに在り。而して爰に南北混一するに及びて、器帰し統正しく」（以上、正統）なったのである。南朝、及びその遺臣たちの義もまた烈とすべきであり、その志も悲しむべきであるが、皇統は正に北朝につがれたのである、という。

論徳の部で論ずるところは、一貫して中興政治失敗の原因を列挙することである。一番目の項目には修身をあげ、帝王の修身を説くが、むしろ具体的な面では、近世学問論といつてもよく、仏教・儒学・和歌への批判があり、重ねて後醍醐天皇論を結論としている。

観瀾において学問とは、言葉でのべ書物に載すものだけではない。

まして帝王の学問は、常に神器とともに私なく、諸神のほか、神武以来の諸帝が混合して間隔なきところに、帝王学の内容があるのである。これに対して神学者は、三神器に、瓊は慈悲、鏡は正直、剣は決断であるなど、いろいろと寓意をはかるが、神器の意味するところ、即ち帝王学は、そんなに繁雑なものではなく、神器はたえず離さず、日常これをみて以て親しみ愛するもので、身と器とともにあるところに、祖孝の精神が間隔なく立派にうけつがれるのである。「これ乃ち器は即ち人、人は即ち天、……皇道之に由って生ず。……而して貴賤上下の位、禮樂政刑の施、其の紋に遵ひ、其の度を正し、自ら紊る、能はざらしむる所以なり。それ豈に言に喻し、理を論ずるを須つてなすものならんや。」この至易至簡の説明に満足せず、「象に依り類に假り、釋を援き儒を混じ、紛紜支離、畢く王教精微の旨をして、鑿然として日に失はしむ。豈に欺するに足らざらんや。其の他、流れて巫祝の糈を資るの術となさゞれば、則ち糲りて浮屠の妖を賣る媒となす。梵典を讀む者は、上世の神明を指して、以て金狄の化する所となし、漢書を講ずる者は、国系の源流を推して以て、斑呉の出となす。聖を侮るの罪、罪たること如何ぞや。近世に至りては、又宋儒性命の説を取りて、以て皇張文飾し、陽に牽合を忌みて陰に剽竊を事とす。」本地垂跡・吳泰伯皇祖

論から、神道家や仏徒の妖怪を説くものなどをはげしく排斥した。また、太平の余華としてみるに足るべきこともある和歌も、「淫佚を誘き文弱を資く。弊亦多」(以上、修身)い。後醍醐天皇はもつとも和歌を好み、ために論勢の部で述べたように、野心者をまし、寵愛する婦人が口を入れ、政治の乱れもここにはじまった。仏教も同様で、例えば、天下の経緯を行なわんとする者を、現世の職務を忘れて未来を思い、暴乱・失政に対してもただ祈禱するばかりにさせるが、これも国を乱す弊をもつというべきだ。後醍醐はこの仏教にも溺れてしまったのであり、ついに帝王の図を建てんと欲して、以上に述べるような帝王の学を講じ給わなかったのである。勿論、後醍醐が、後鳥羽・後嵯峨の意図につき、一時にせよ天皇親政の中興に成功し、五十年間の南北朝時代には、神器を擁していたこと自体、いわば帝王の学というべき事例であり、帝王の学の例が古代にのみ行れたものではなく、近いところにもその例があったことを示している。この項では、古代についての諸説批判が簡単なが示され、仏教説・陰陽説、あるいは儒家の吳泰伯皇祖論から、朱子学者たちの中国中心説までを否定し批判するのであるが、観瀾の古代帝王説は彼の神器論のためにみたもので、抽象的な名分論にとどまっているといつてよい。彼の中興政治論は、次の治家の項以下でやや詳しく展開されていく。

後醍醐の失政についての指摘は治家の項でも、好色、かつ寵愛の婦人が政治に口を入れることが強調されるが、また、長きにわたる良政をきつく所以として、帝王が子を養育するに正義の人をもってさせることを述べ、この点では、後醍醐もよく承知していたようだが、細川頼之をえらんで義満を輔けさせた足利義詮を高く評価するのである。さらに、風俗から用人の項にかけて失政の原因をあげてみると次のようになる。礼樂教化・刑政法令による政治は、天下太平を求めたものだが、その条件は人心を正し風俗を敦くするということがある。法令はこの風俗を持つための方法であり、風俗はまた法令を出す源になるものである。故に民心の帰するところ、大婦を察しないで、法令だけをいじり廻すところに、中興政治の失敗の一因があった。また、天皇は私の愛に目がくらみ、物の判断の基準がわからなくなり、当にならない綸旨を出し、賞罰も不公平であったし、諸將をひきいる戦術面でも、天皇の志はもっぱら速成儉安、つまり功を急ぎ安きを願うところにあつたといえよう。もともと天皇が自らの子弟や、文臣・武臣・僧徒をよく用いたことが、中興成功の一因でもあり、天皇の明を示すものだが、大言して事を行なわず、自ら欲を貪り佞諛をいれて、先にはよく用いた賢臣の言を用いなくなり、上下蔽塞して乱の起る因となっている。観瀾のいう善政の実際は、司法官の撰択や、常人の言もととりあげるべき

前期水戸学者の一考察

であるなどがあげられているが、とくに乱れざるうちに諫言することは死よりも難かしく、諫言していれられずして去ることを許された藤原藤房は、君臣の間義の合せざれば去る、の好例で、藤房こそ忠なる人といつてよく、臣下たるの道を実践したのだとする。君臣の義について、我国の武士倫理に強く要求されるようになる。君君たらずとも臣臣たらざるべからず、とする恭順の精神よりも、観瀾は藤房のとつた態度をよしとしたのであって、その点、朱子学理論により忠実であつたといえる。<sup>(4)</sup>鎌倉時代末期の一延臣を例とはしているが、観瀾がこうした君臣の義の理解を示していることは、同じ網齊門下でも若林強斎<sup>(4)</sup>のように、藤房の忠節全からずとする意見もあることなどと合せて注意しておくべきといえよう。

こうして中興政治を詳しくみてみると、「得て徴することなし。」(経国分職)といえるが、そこで文武統一の計画があつたことに注目している(経国分職)。これは、国司は文臣、守護は武人とし、あるいは国司・守護の職にある文臣も武を、武人も文をつとめることにしており、天皇が武人を厚遇し、文臣を冷遇したとするのは誤りで、文臣を優遇するものであつた。にもかかわらず恩賞が不公平で、文臣は不平から復古の念が強く、やがて武人が力で封土をとりあげたのである。では武士による政権について、観瀾はどう考えて

いたのであろうか。観瀾は、「鑑言」そのほかで武家政権をあつかつたが、豊臣政権までについて論及することはあつても、ひきつづいて徳川政権にまで及ぶことはほとんどないといつてよい。徳川政権の成立根拠と意義は、彼にとって自明のことであり、豊臣氏に至る武家政権の展開と、天皇との関係を論ずることが、現在の統治者一般の教訓となり鑑となることをまず第一の目的としたといつてよい。観瀾だけでなく、潜鋒にも徳川幕府論は少ない。この経国分職の項でも、武家政治について、鎌倉幕府以来法度紛乱し、法令集も欠けているが、本来武家政治は儀文を尚ぶことを忘れ、力を恃む故に明制がないのか、としているにすぎない。勿論、行軍置防の項において、後醍醐の戦法を中心として、観瀾の戦略論が述べられているが、「帝の兵一勝して三敗す。勝つ者は困に居るの初めに在り、敗る、者は志を得るの日に在り。豈に国の大事、慎まずんば輒ち失ふを以てせざらんや。法に、戦勝ちて將の驕る者は敗るといふ所の者、果して信なり。」(行軍置防)といった内容が中心であり、戦史として述べているにすぎない。やはり彼の眼目は、「天下の本は身に在り、身の主は心に在り。而して唯だ驕のみ能く其の心を害し、唯だ奢のみ能く其の身を敗る。因依凝結し、終に以て天下を併せて之を喪ふに至る。是れ世主の宜しく懸けて以て鑑となすべき所にして、前なる者蹶き、後なる者踵ぎ、累々として跡を青史の上に

接ぐ。何ぞ其の禍の抜け難きや。」と強調するところにあるとみてよい。まして今の上たる者、即ち天皇が、生れながらにして天下の富貴をうけ、その長ずる間に人主としての素養を身につけず、ただ驕奢をつくすことは重大である。観瀾は、「上修大を喜び、下逢合を尚ぶ。旦夕の間に相得て、以て天下を併せて之を喪ふに至りて知らざる者、吾、之を其の君と其の臣とに責めずして、將に其の素養の訓へざると、世習の正しからざることを誥ならんとす。」(以上、驕奢)という。

勿論、人主の欲望はいろいろあろう。しかしとくにその極にあるものは、皇居の修繕である。巨費を投じてしかも賊火の熾くところを終った、後醍醐の土木事業は好例であるが(土木)、人主たる者、経済政策一般についても十分に留意すべきである。といつても聚斂しゆけんの税のとりすぎは戒むべきである。それを具体的にいうなら、第一に封土の増加であり、第二は度重なる嚴重な貢納、第三はその結果おこる役人・人民の不正・賄賂などの悪習であり、第四には奢侈となり利権も下に移り、物価も不安定となり、天下財政の収支も崩れてしまうことである。いかに仁君・賢補にしてもこれらの改革は難事であり、その害はほかにもいくつかあげられる。これは中興政治に関連するのみではなく、経済政策一般において留意すべきことであつて、現在においても当然教訓となりうることなのである。観瀾

はこの聚斂の項において、かなり詳細に経世済民論を展開している。自給自足から物々交換、やがて貨幣経済の進展に至るといふ貨幣の発生を述べ、紙幣の出現について、「後世、楮を以て錢に易ふ、其の道も亦是れと同じ。楮の物たる、固より以て啖食被服に充つるに足らずして、其の品の賤しきこと、又五金と比すべきにあらず」としている。彼は、楮に中国の飛券・塩鈔・茶引といった、手形・鑑札類を含めていたようだが、「錢は実数にして楮は虚名なり。故を以て、楮法は姦弊生じ易く、上下相欺き能く通行する所にあらず。明季に其の法、日に替るも亦、物性人情の自然のみ」(以上、聚斂)と考へ、後醍醐が楮を發行して物情にさからい、衆怨をあつめたことを攻撃し、かつ、後世錢を行なうのも、よく民情にもとづいていかどうかを問題としている。さらに金の輸出・中国貿易論に及び、奢侈になることからこれらに反対しているが、文中で、最近聞くところの一富商の奢侈を实例として述べていることから、この項については、元禄期前後の世情を十分脳中にえがいて執筆したと推測できるのであつて、この項、ひいては本書が、現代政治の教訓、乃至は批判たらんことを期していることを認めさせるものといえよう。觀瀾は、衣服や器具などは皆国内の産物で充足させて外国に求めず、薬料・書籍など我国の実用を助け、外国事情の参考になるものなど必要なものは国産品と交易し、たらざるに金銀を出

して輸入すべきである。そうすれば金の流出も少なくなるであろう。としてこの項を終っている。

結論するに、中興政治の失敗、即ち後醍醐天皇の失敗は、天皇の徳に怠るところが多かつたからである。以上の各項においてあげたように、志満ちて欲はほしいままになつた天皇は、朝廷も人も正すことができず、しかも法律は乱れ統治も不当で、佞人が用いられたために多くの忠義の士や無辜の民が、戦争や苦しい生活のなかで死んでいき、禍が長くつづいた。天皇の徳についてもいろいろ述べてきたが、それは利を以てするに終つたところに失政の窮極の因があつたといふべきで、孟子が、利を言い仁義を曰わざるを戒めたこと、を思い合せて深く感ずることである。としめくくつている。

次に「論贊駁語」——大日本史論贊初稿批評——(以下「駁語」といふ)についてみてみよう。これは、安積澹泊の「大日本史本紀列伝論贊」(以下「論贊」といふ)の原稿に対して批評を加えたもので、今日の「論贊」とくらべてみると、澹泊が觀瀾の意見をとり入れた点の多いことがわかる。澹泊が原稿を觀瀾に送つたのは、觀瀾が水戸を去つて幕府に仕えてからで、正徳六年(この年六月改元、享保元年)のことといわれる。享保二年十一月、この「駁語」が江



戸から澹泊に送られているが、澹泊の原稿の全てについて、観瀾は評を加えることができなかったようである。残った分を室鳩巢に送り、鳩巢がそれについてかいたのが、鳩巢の「論贊駁語」である。論贊の選述を、澹泊が三代藩主綱條から命じられたのが、正徳六年二月のことで、この年中に神武天皇から龜山天皇までの原稿が順次できあがっている。現在「水戸学大系」に収める「駁語」は、そのうち神武天皇から宇多天皇までの原稿に対する批評である。澹泊の「論贊」は、はじめ「大日本史」に付載されていたが、文化六年に削除された。この「論贊」を高く評価したのは頼山陽で、澹泊の「論贊」を抄録し、「大日本史賛藪」と称して世に紹介した。澹泊は、新井白石・室鳩巢と親しく、白石との間に往復した書翰は、立原翠軒の「新安手簡」中に収められている。そうしたことから、観瀾も「論贊」の原稿の残りを鳩巢に依頼したのであろう。論贊は、中国の「漢書」などにみられるが、「大日本史」がならった「史記」においても、人物の功業を賛し、その是非について評論している。「大日本史」でも紀伝中の人物論評を行なうために、澹泊に論贊選述が命じられたが、内容は、澹泊の史論ではあるものの、むしろ「春秋」の筆法に近い、大義名分論による論評という特色をもっているといわれ、その点はこの「駁語」にもうかがえるところである。

観瀾の「駁語」に述べるところは、「天位は天授にして、人力の

能く加ふる所に非ざることを知るなり。……天下を有つは有徳にある事勿論なり」（垂仁・景行條）のような片言をとってみても、「鑑言」と相通するものがある。当然といえることだが、「鑑言」が、後醍醐天皇について述べるのがほとんどで、後鳥羽・後嵯峨天皇について僅かにふれているにすぎないのに対して、「駁語」では、神武天皇（実際に記述があるのは綏靖からであるが）から宇多天皇までにふれていて、帝王論としてはより広範囲の意見がうかがえるのである。しかも、原稿に対する批評の段階でのものであるだけに、修史の技術的配慮から、むしろ卒直な歴史観が語られているところもあって、観瀾の学問・思想をしるのには、貴重なものといえよう。例えば、大友（弘文）天皇條では、「大友に本紀のたち候事、義公の発明深切、固より尚ふべからざるものなり。……則ち今の本紀を立つるは、分明に天下の公論に従ふ者なり。……結びとめたきものか」と提案しているが、澹泊の態度を是非々主義として認め、この天下公論ということに柱とすることにたびたびふれ、さらに次のように自らの歴史観・叙述方法について述べている。「大抵本邦の国史は百王一姓のあとにして、唐国<sup>（唐）</sup>の如く、改まりたる後代より前代を論ずることは史體大いに異なるべし。……此の贊、全體是を是とし、非を非とするの論は穩妥たるべし。……尤も史論を著すからは、帝王とても議論はいれでかなはぬ事ながら、其の徳の美

悪、政の得失は言を婉わんにしていかほども論ずべし。正統の間、反不  
反の境はあからさまには論ぜずして、婉曲の間に自然に識者のしる  
様にありたきか。本紀に、大海人皇子、吉野に反すと相見え申し  
候。此の反の字もいかゝあるべきと存じ候。とかく日本史は、事は  
千載の前に起るといへども、やはり當代の史、明人の明紀をあらは  
すに同じければ、此の意味あるべき事ならんか」(大友(弘文)  
條)、また、「大抵本邦の史、人臣として君上の事を著はすゆゑ、隠  
諱多きは自然の勢にして、別して續日本紀は近代の事をかくゆゑ、  
孝謙帝の〇〇といへどもあからさまには書き述べず。然れば今日の  
史論をするには、是れ又前史にあからさまにかゝぬ事なればあから  
さまには論じがたしといへども、前後の事実を比較して隠れたると  
ころを聞き発するが史の義なるべければ、こゝに著眼すべきか。」  
(聖武條)とか、「御筆力にて日本風とみえぬ様になにとぞ御加へあ  
るべきか」(應神條)、「崇神帝下を恤むの仁心は、仁徳帝によく顯  
れたり。崇神紀にては事端多きゆゑ、此の段へとり来つて仁徳帝を  
主として論ぜば、一はたらきあるべきか」(仁徳條)と述べてい  
る。百王一姓の国史を強調しながら、帝王の徳の美悪と政治の得失  
についても、婉曲ながら論ずべきであるとし、前後の事実を比較し  
て隠れた事実を明かにすべきであるとする、澹泊と同様の是々非々  
主義や実証主義的な歴史観、婉曲な文辞を用いて自然に識者にしら

せるようにという叙述方法がうかがえるのであるが、そうした儒学  
者の歴史観を示すものは、ほかにもいくつかみられる。観瀾は国史  
のなかでも、至極の上世とする古代の帝王に範をとりながら、「聖  
武以来天下皆仏なり、陽成以来皆藤氏なり、保元以来天下皆平氏な  
り、壽永以来天下皆武人なり。この四にあたるところは力を極めて  
論発ありたきものなれば、……」(宇多條)と四変、即ち天皇親政  
をむしばみ、はばんだ四つの原因をあげている。武家政権はいうま  
でもないことであるが、まず仏教による天皇親政の変化があげられ  
ているように、仏教論・排仏論も随所に展開されている。「全体、  
潮仏の甚しければ、論するにたらず」(推古條)、「仏の盛なる聖  
武帝に極まり、仏の深きは清和帝、宇多帝に極まりたり。清和帝三  
日一斎、聖壽を促し、滅びて郵まず、宇多帝は直ちに眞言一派の祖  
となり給ふ。此れ、帝王仏を信するの至りなれば、此に於いて反復  
佛害を論じて、宇多帝ほどの主徳にて、精明勤勵の心を失ひて政機  
邦體に疵のつくをしり給はぬは、皆枯槁空寂の致す所なりと云ふ趣  
を論じたきものなるべし。此の論を敷張していはば遺誠の龜鑑たる  
と」(宇多條)、また、孝徳天皇の時代、白雉の祥瑞があつたが、  
時運よく徳も備わつた孝徳も、その前年、蘇我石川麻呂の如き忠臣  
を讒言から殺しており、「況や白雉の出る、後世にも折々はある事  
なり。あまり祥と云ふにもたらず。即ち逆取を論する天武帝の時に

も出でたり。しかれば此等の類、當時臣子の賀を稱し、後世史冊の美談までにみなして本紀中へはのすべし。論贊には一向及ばぬを有識とすべきか。……況や祥瑞は主心修大の端、妖災は君意警懼の本なれば、深く論ぜぬもしかるべし。……○「好儒」二字によってみれば、誠の好儒と云ふは、孝徳帝の如く事実制度に及ぼし、過を改め諫を納るゝの類に至る事を專とすべし。徒らに文雅を好むは、人主好儒の道にあらざる事なども波瀾に及びたきものか』（孝徳條）あるいは、牽強付会の多い神道説や仏教説への批判にあるような、儒学的合理主義も強いのである。

そのほか、個別的にいくつかの問題をとりあげている。応神天皇は有徳の君主であり、瓊瓊杵尊・神武天皇とともに、国を開き日本の形を定めたのであって、神功皇后の功績は功績として認めるが、時は正に応神の世であるとするべきであるという。この意見は、「鑑言」正統の項について先述したように、神功皇后の治政を認めるのも、子の応神が正儲なればこそであると述べていることと同じで、「大日本史」が、神功皇后を皇妃伝に入れることに通ずるものである。元明・元正両天皇を除いて観瀾は女帝の評価にきびしいが、推古天皇に対しても溺仏の点もあつてか、「有徳の君の四字、語過重か。今少しかるきあしらひあるべきか」（推古條）としている。高く評価する有徳の天皇は、神武・応神は別として、天智・文武両

天皇で、天智は「能く学を好み賢を尊び、諸を古に則つて、諸を今に施し、学校を興して、以て教道を明かにし、禮度を定めて、以て俗化を齊へ、刑書を制して、以て法象を示す。凡そ崇神帝の規模、孝徳帝の経綸、此に至つて大いに備はる。論者其の皇猷を弘闡するの功を推して、上、神武と相配す。」（天智條）とし、「日本の極盛は文武帝と存じ候。延喜は午時なり。三善清行などが論を見れば、早やあそこ此處に弊端も見え申し候て、藤氏の権もこの前より擅に過ぎたり。酒至微曠にて候へば、日本四ツ時は文武帝と存じ候。文明漸く開くの中に、元会も釋奠もこめ申すべく候はんか。一字のそしる事なきは文武帝と存じ候」（文武條）としている。聖武は、はじめ元明・元正の好影響があつたが、仏教に親しみ、土木事業を行なつたことで批判されるのである。

儒学の徳目になわなない、徳治主義の枠からはみだしてしまつた、所業のある天皇の叙述には、観瀾も苦しんでいるようで、武烈天皇などはその好例だが、持統天皇もまた、「もし庸常柔弱の女王ならば、則ち責むるに足らず。しかるに軍機にもあづかるほどの才なれば、一夫に狗て父の命に背き、骨肉を共に滅ぼされし事、春秋の義に於いて責めざるべからず」（持統條）とされている。しかしこうした面で、直接「論贊」には関係ないのだが、恐らく観瀾がもっとも困惑を感じていたと思われるのは、近親相姦の問題である。「此

これは論贊の外なる事なれども、序ながら愚意を申し候。さて／＼歴代の徳業見事なる儀ども多き事にして、なにを申しても兄妹嬢姪の倫〇れ候へば、とんとすたり申し候。国の爲め諱を隠すは史臣の體にて候へば、愚案にはなるべき事に候はゞ、兄妹嬢姪の〇れたるをも、なにとそ跡をけしたく候へども、これはなりがたき事なるべし。況や女帝になりて猶ほかくして、かくされまじければ、兄妹嬢姪の間はまたも是非なく候。母子〇倫にいたりては、舊史にありとも決してけづるべき事と存じ候。母子倫二つあり。〇〇の〇〇を手研耳命娶れりとみえたり。古事記の文御考え御覽なさるべく候。さては桓〇の〇〇〇〇せられしは百川傳にみえたり。今日本紀に古事記の文をのせねば隠諱するとみえたり。此れを據として、なにとぞ百川傳を御改め、たとひ水鏡にその事を記すといへども、それはすてにして、とかく隠諱ありたきものと存ぜられ候。(桓武條) この桓武天皇の例は、藤原百川伝にみえるが、ぜひ百川伝を改め隠諱ありたいものとしてゐる。<sup>(48)</sup> こうした儒学道德において不適當とされ、天皇親政のためには政治的に不必要とされるものを、国のためとして隠諱することは、史臣としては当然の任としてゐるのであるが、このことは、歴史において実証的・合理的であろうとする観瀾をこまらせたことでもあらう。ところが、彼は「凡そ論贊、人主の舉動毎事には論じがたし。或は大節、或は小事をとりて論著発明とする

もの古よりしかり。只だ其の間、事の三綱(君臣、父子、夫婦の道—註記)に係るところは、必ず他を廃して論ぜずんばあるべからず」(嵯峨條)と考えていたのであって、論贊もいうまでもなく、儒学道德の鑑であるべきものである。とすれば、史臣の任とすべきものはいうまでもない。藩と幕府に仕えた観瀾が、儒学者・史臣としての任務をありのままに語ったとすると、なににもまして優位していたのは政治であり、「鑑言」にみられた観瀾の歴史政治とは、政治のための歴史の機能、まさに歴史は政治の鑑であることを意味するといえよう。そのためにも観瀾は「史其著実云也爾」(観瀾集—後述)としたし、「烈士報讐録」<sup>(49)</sup>は事実を忠実に記録しようとした史料ともいえる。しかし、実証的・合理的であることは、儒学者のかく歴史としては必要であつても、それ自体が目的となることはまたない。日本風にはなく、漢文でしてあげるといふことも、儒学の伝統を尊重する意図であろうが、それらは全て、観瀾の儒学者としての態度を説明するものである。

さらに次は、観瀾の詩文集である「観瀾集」<sup>(50)</sup>のなかからいくつかをとりあげ、先述の諸点と併せて考えてみたい。

「観瀾集」で注目したいのは、詩はまずおいて、文において示された、彼の学問観・歴史観を中心とするものである。先述したよう

に「史其著実云也爾」とする観瀾は、晩年（正徳五年）「余（観瀾一六月）学朱先生二者也」（跋三広沢氏所刻朱文公大極帖）と、朱子学の徒であることを述べているが、朱子学、あるいは学問一般について、「然則志学者、必當知以至聖賢之道、欲至聖賢者、必當索所以至之端、而欲索其端、亦豈遠搜而他求耶、今之学者則不然也、日講其道於陳編、而不本其於其心、其猶南行北轅、惡不潔而又被之泥、是以窮理雖精、不免穿破蔽鋼、……盖有志聖賢之学、而本其端於己、必欲改今弊、復古道、直沂淵源、体其氣象者、」（弄月窓記）とし、近代我国の学問のあり方については、「世之以彫虫爲技者、綺章繪句、穿蠹綴飾、從事于古人之所譏、甘心不辭、至以絳学標門戶者、則終日揮手擬目、吃吃期期、不能一下筆以言立其亦村学究耳、近代之学、變不出此兩路、」（答三室氏書）としてゐる。また、「若夫我邦之所以爲文、則何其立志之卑且陋也、盖自廟堂燮理有司籩豆之務、於所謂文、一無所関、上固不以是取士、士亦不以是自進、名爲文士者、大率求以備二時之須、而營斗食之利、其勢不免綴陳腐比字句、略取意義可通、以供俗目、……及起而觀天下、其克立修身經世之志、発正大光明之氣、以與八家之言、相抗衡者幾希矣、可歎也、吁文末也、尚且難成之至是、則於道與徳、眞知而実

踏者宜乎鮮也、豈不益可歎哉、」（送三雨森氏婦對馬二序）と批判するのであるが、一方、歴史については、「今之於史何取、取記故事而已也、把朽簡、玩陳言、嫩惡芳臭、馭供涉獵、此謂躡屍積校鬼録亦可、」（凜生録序）なりであつて、故実考証にのみ終つてゐることを、はげしくついでに述べてゐる。仏教に対しては、先述したところと同じで、「吾邦之学、中墜於浮屠氏、……而世人往往爲其所眩」（題三東坡騎驢図）つてゐると、排仏論を展開している。こうしたなかで、師網齊から絶交される契機となつたと思われる、出仕について次のように述べてゐることは注目される。

「古之士敏其徳、儲其徳、足以臨邦国、佐治成化者、充然有溢乎中、雖未遽以此求榮利、而其志許任期、欲不爲亦不得也、出而仕、時也、退而隱、命也、時之與命、君子雖不道、而及其興用得行也、將施仁義之澤于斯民、而誠所溢于事業、……孔子之説、以宮妻僕斗食之資、何異農之得秋、商之得贏、以爲生于盡歲也、故今之仕而祿、與不仕而耕者一已、……予既出而仕矣、其以爲仕也、遠來離族親、去墳墓、從事史氏、不成一家之言、……天下若予教幾人、我去則彼進、自初釋褐、君臣纏綿之情雖有自在、而其於所事、不見益損、則我之求而爲之、卒亦口腹矣、」（答三下里某書）

というのである。彼にとって、史臣の職について出仕し、政治・教

化の用に立ち、後進を育てるといったことは、士たるものの勤めであり、生活をつづけるための職業として、儒学者であり史臣であることは、一つの専門職にすぎない。体制のなかで廻転している諸役割の一つとして、彼の立つ立場ははっきりしているのである。綱齋は、いわば体制から疎外された場に自ら立ったが、観瀾は、士大夫のための学を講ずる者として、体制の廻転とともにある職業倫理をつかんでいたといつてよからう。「上之取士也要<sub>レ</sub>広、而士之応上也<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>專、貴<sub>レ</sub>之棟梁鼎鼐之任、賤<sub>レ</sub>之府史胥徒之勤、大<sub>レ</sub>之長<sub>レ</sub>民守<sub>レ</sub>土、小<sub>レ</sub>之管庫錢穀、君子彈<sub>レ</sub>其智<sub>レ</sub>、小人竭<sub>レ</sub>其力<sub>レ</sub>、一<sub>レ</sub>心勵<sub>レ</sub>精、贊<sub>レ</sub>導<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>化、給<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>、欲<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>雷<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>禄<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>下、一<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>工<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>技、上<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>稟<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>也、其<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>矣、而後<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>愧<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>焉、自<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>初<sub>レ</sub>設<sub>レ</sub>文<sub>レ</sub>学<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>、固<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>多、近<sub>レ</sub>歳<sub>レ</sub>益<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>旌<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>広<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>員<sub>レ</sub>、以<sub>レ</sub>筑<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>源<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>（新井白石一<sub>レ</sub>大月）爲<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>魁<sub>レ</sub>首<sub>レ</sub>、波<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>輩<sub>レ</sub>数<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>、（云<sub>レ</sub>筑<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>源<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>亭<sub>レ</sub>詩<sub>レ</sub>序）と述べていた幕府時代も、水戸時代も恐らく変りはなかったであろう。

それでは、儒学者として史臣としての彼にとって、重要であった政治のあり方については、これまでたびたび述べてきたところとくらべてどうであろうか。「天下不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>治、而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>教、古<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>聖<sub>レ</sub>人、事<sub>レ</sub>兼<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>、後<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>主、無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>、則<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>誦<sub>レ</sub>詩<sub>レ</sub>礼<sub>レ</sub>也、令<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>施<sub>レ</sub>文<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>也、竟<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>肯<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>服<sub>レ</sub>、所<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>纒<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>以

威<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>而已、至<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>權<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>下、在<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>是非<sub>レ</sub>淆<sub>レ</sub>淆、則<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>必勝<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>、非<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>」（論<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>教）とすが、「鑑言」・「駁語」でみたところと変らない。勿論、政治と教化はここでも一体のものであり、人主たるものが徳をもって治めることの重要性を論ずるが、「權<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>下」ることの弊をのべても、引用文の以下では中国儒学の隆替に例を求めただけである。この政治と教化に必要な、徳のある聖人の道に対しては、「特<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>釋<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>内、申<sub>レ</sub>商<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>外、爲<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>魁<sub>レ</sub>、而<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>值<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>隆<sub>レ</sub>運<sub>レ</sub>否<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>昏<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>懈<sub>レ</sub>、則<sub>レ</sub>周<sub>レ</sub>孔<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>朱<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>說、雖<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>尊<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>、而<sub>レ</sub>慥<sub>レ</sub>慢<sub>レ</sub>淫<sub>レ</sub>靡<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>化、詐<sub>レ</sub>譎<sub>レ</sub>貪<sub>レ</sub>刻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>治、固<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>行、……徼<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>名、足<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>敗<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>俗、是其<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>周<sub>レ</sub>孔<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>朱、而<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>釋<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>商<sub>レ</sub>已、……及<sub>レ</sub>值<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>清<sub>レ</sub>運<sub>レ</sub>昌<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>良<sub>レ</sub>、則<sub>レ</sub>釋<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>商<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>說、雖<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>、而<sub>レ</sub>恭儉<sub>レ</sub>敦<sub>レ</sub>睦<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>化、正<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>寬<sub>レ</sub>恕<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>治、固<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>行、……足<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>輔<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>化、此<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>、則<sub>レ</sub>釋<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>商、而<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>周<sub>レ</sub>孔<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>朱<sub>レ</sub>已、」（復<sub>レ</sub>泰<sub>レ</sub>庵<sub>レ</sub>竹<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>書）であると、周孔程朱の教えを心とし、あくまでも、釋迦や老子のところにや刑名学を用いることは第二義的な方便と理解すべきであると強調する。そのほか、「予嘗誦<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>戒、而<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>豈<sub>レ</sub>易<sub>レ</sub>知、知<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>要、必<sub>レ</sub>擇<sub>レ</sub>稽<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>精<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>閱<sub>レ</sub>疾<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>委<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、庶<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>也、」（盧<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>哀<sub>レ</sub>腋<sub>レ</sub>序）といった経験尊重の一面などがあるが、総体に抽象的な論が多いのは、やはり文集であることにもよる。しかし、「鑑言」・「駁語」などの史論をみる場合に必要、基

礎的な考えをいくつか提供しているのであって、さらに重要だと思われる点をつづいてとりあげてみたい。

観瀾は、ちょうど綱條の命令で、修史事業に一応のめどがつけられようとしていた宝永五年、列伝の部に、別に將軍伝を立てることを請い、翌六年春に「將軍伝私議」をかいていることは先述した。

(この年閏八月十八日に彼は総裁となっている。)「大日本史」修史例については、元禄二年の「修史義例」以来、議論がつづけられたように、同九年の「重修紀伝義例」をへて、澹泊が「帝號議」・

「將軍伝議例」をかき、正徳五年、その旨を本例中に加えた。この澹泊の「將軍伝議例」を決定するのに影響を与えたのが、この「將軍伝私議」である。<sup>(5)</sup>「大日本史」に將軍伝を入れるには、「史記」

流に世家―諸侯王の伝記のなかに入れるか、「後漢書」流に載記―列国史のなかに入れるかが問題となっていたが、観瀾は、中国史の伝

統を破り、將軍伝を諸伝の後に置くことを主張し、これが入れられたのである。さらに高須芳次郎氏は、このことについて、観瀾は大

義名分の上から將軍が臣下としての地位をこえ、越権の沙汰にでた事蹟を非として暗にこれをけなし、「春秋」の遺意を寓するためにはかならない。それは評論によって順逆の理をとくのではなく、伝記のなかに順逆の意を明かにすべき方法をとりうというのである、とされた。<sup>(6)</sup>では、観瀾の「將軍伝私議」をみてみよう。まず冒頭で、

「史其著<sub>レ</sub>実云也爾、紀<sub>レ</sub>之以叙<sub>レ</sub>帝王終始之美、傳<sub>レ</sub>之以覈<sub>レ</sub>臣庶善惡之美、至<sub>三</sub>其全編爲<sub>レ</sub>製、亦將<sub>三</sub>以列<sub>二</sub>一世體勢之美焉、而世之勢不能無<sub>レ</sub>變、故史之例不能無<sub>レ</sub>異、政綱之所<sub>三</sub>以張弛<sub>二</sub>、人心之所<sub>三</sub>以逆順<sub>二</sub>、制之沿革廢置、而運之隆替合散、要當<sub>三</sub>義起意創有<sub>レ</sub>所遷就<sub>二</sub>、而指<sub>レ</sub>健之<sub>一</sub>、而後百千載事区分領峯、瞭然視<sub>三</sub>諸指掌之上<sub>二</sub>不可<sub>レ</sub>遁也、始非<sub>三</sub>立異而然<sub>二</sub>也、而亦非<sub>三</sub>襲<sub>レ</sub>故之所<sub>レ</sub>能得<sub>レ</sub>也、」と、時代の変化に応じて、歴史のあり方も異るとしているが、要は後世に對する、歴史のもつ政治・道徳への教訓性の強調である。であるから、中国でも周代以降の封建制の展開については、司馬遷にしろ班固にしろ、「割據分裂、士之措<sub>レ</sub>身、各殊<sub>レ</sub>所嚮、則本紀世家、純雜一行、悉備而詳分<sub>レ</sub>之、」ことのあることはいうまでもない。ところで、我國の將軍とは、「其官則受<sub>レ</sub>之朝命、其位則在<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>臣列<sub>一</sub>、而凡天下土地財租、皆自有<sub>レ</sub>之、置<sub>レ</sub>守署<sub>レ</sub>吏、征討生殺、至<sub>三</sub>廢立大事<sub>二</sub>、又皆自專<sub>レ</sub>之、周漢迄<sub>三</sub>宋元<sub>二</sub>、君臣事蹟、未<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之類<sub>二</sub>焉、」ものなのである。従って、「欲<sub>レ</sub>列<sub>三</sub>其美者<sub>二</sub>、安膠膠牽附、一倣<sub>レ</sub>異邦<sub>一</sub>、沿<sub>レ</sub>前史、可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>哉、今議自<sub>三</sub>源賴朝<sub>二</sub>、至<sub>三</sub>足利義滿<sub>一</sub>、抽輯叙排、名以<sub>三</sub>將軍傳<sub>二</sub>、置<sub>三</sub>諸傳之後<sub>一</sub>、」くことを提案したのである。その方法、ならびに理由について、やや長くなるが、観瀾のいうところを紹介してみよう。「第一行書<sub>三</sub>史幾卷<sub>二</sub>、第二行書<sub>三</sub>將軍傳<sub>二</sub>、第三行書<sub>三</sub>姓名某<sub>二</sub>、而第四行乃傳<sub>三</sub>正文<sub>一</sub>、如<sub>三</sub>其族屬臣隸<sub>二</sub>、分<sub>レ</sub>收源

守邦與義滿之後、(如源賴朝、足利直義、北條時政、高師直之類、)第二行所書將軍傳、下沖三數字、注三家族、如家臣、(予初議、直書將軍家族、如家臣傳、而館僚駁、如「此守邦之下、既叙三範賴時政等、爲將軍家族家臣傳、至足利尊氏、復標以將軍傳、錯雜不貫、不若自賴朝迄大内義弘、冒以將軍傳、至三家族家臣、於下註之猶唐書藩鎮傳下書魏博澤潞之例也、此說最爲穩當有據、)其將軍之何、拳世襲之職、以見武人擅權也傳之何、先世無制、時王不命、不其自建國與諸臣相異也、(或曰、將軍宜據史記五代史宋史建爲世家、然世家必天子所封策者、史記是也、上無定主擅興有土者、五代史是也、時主未起前、已割據成國者、宋史是也、如將軍、固不與宋五代例同、而先世無侯伯之制、時王無封策之命、徒乘朝衰、劫取蠶食得之、雖則其勢不止有國、遂併天下而有之、而其分竟不容得與諸臣相異也、此又史記之所以不可沿也、)置之諸傳之後、何、上與列帝紀抗、人臣而行天子事也、家其族臣何、天子不而得而召也、厥然而後與夫創世家起藩鎮各有所建者、例不同而義終契、而吾邦沿革張弛之體、與逆順合散之勢、既已揭如日星矣、其豈好異而爲也、夫周室全盛、禮樂征伐、自天子出、春秋之道、常行于世、自東遷德日廢、諸侯恣命、政及大夫、春秋之書、于焉筆削、則元曆之後、將軍之事、豈不三

前期水戸学者の一考察

致意擇其謹嚴、而所謂春秋亦曰、正其述而著其実矣、実著而乱臣賊子懼、(「内は、原文では割書。―大月)―(以上、將軍伝私議) 観瀾のねらいが、たしかに第一には大義名分論の貫徹、即ち先述のように、歴史のもつ政治・道徳への教訓性―正其述而著其実矣、実著而乱臣賊子懼、―の強調にあることはいうまでもないが、彼にとつて歴史書たるものの本来の姿―中国の歴史書と異なる形態をとることへの配慮もまた大きいといえる。第二の割書のところで示されたように、將軍伝編制論の最後のよりどころが唐書であったこともその一例だが、逆にまたそうした配慮のなかで、敢えて將軍伝を立てることにしたことも重要であろう。このことに關連するのであるが、かつて伊東多三郎氏は、水戸藩の史臣が修史の精神を純理的に押詰めた場合、武家政治に対して疑義が生じてくるのを否定しえなかつたのは、注目すべきであると言われ、観瀾の本論においても、武家政治の倫理性は十分には認められておらないで、衷心から武家政治を肯定することはできなかったとされた。たしかに武家政治の倫理性の認識という点については、問題が残ると思うが、観瀾の將軍伝を立てる理由が、「実著而乱臣賊子懼」れることであつたし、頼朝から義滿までが対象であつた。ここでも観瀾の將軍論はあつても、具体的な徳川將軍論・徳川幕府論はない。伊東氏も、徳川幕府の存在を當為的根拠で認めていた、「大日本史」につ



いてふれているが、観瀾の、以上のような將軍伝設立の理由と対象を述べた立場も、それと同じ立場にあるといつてよい。幕府政治を王道に非ずとし、尊王斥覇を述べる観瀾が、現実との関連に苦慮しなかつたとはいえないだろう。しかし、幕府に仕えた彼の出仕についての見解のところでみたように、彼の立場が幕藩体制に反対するものでないことはまちがいない。それは、水戸にあって、この「將軍伝私議」をかき、尊王斥覇を述べていた彼においても同様だろう。むしろ、水戸で、あるいは、幕府に仕えて述べる尊王斥覇は、儒学思想による政治理念であり、観瀾にとってその理念は、現実のなかで十分に存在しえたとし、時代もまた、尊王論の強調が、幕府の存在そのものに打撃を与えるようになる契機をまだもっていないかつた。政治環境の変化は、尊王斥覇の理念をやがて尊王攘夷論という、幕府批判と具体的行動へ展開させていくが、まず、観瀾とその時代における尊王斥覇論は、幕府・藩の存在を前提として強調されていたのである。

註

(14) 三宅観瀾の生涯については、子の済美による「観瀾三宅先生碑銘」、板倉勝明の「観瀾三宅先生伝」を中心にして述べた。いずれも、「事実文編」第二(三十二)に所収。拙稿「三宅石庵とその思想」(『京大読史会国史論集』所収)参照。

- (15) 西村時彦「懷徳堂考」
- (16) 「儒職家系」巻四(改定史籍集覧第十九冊)
- (17) 小宮山昌秀「耆舊得聞」(改定史籍集覧第十一冊)、ほかに青山拙斉「文苑遺談」(日本儒林叢書—史伝書簡部)・「續近世畸人伝」巻之二、石庵の項。
- (18) 「観瀾集」に収める、五言律「難波客居」には、観瀾十八才の元禄五年の作と註記してある。これだけでは、元禄五年から後に江戸へ出た、とはいえないが、参考までに記しておく。「観瀾集」については後述。
- (19) 後藤三郎「關斉学統の国体思想」第八章三宅観瀾
- (20) 「観瀾集」に収める。
- (21) 松崎堯臣「窓のすさみ」第三(溫和叢書第七編)
- (22) 坂井喚三「浅見綱斉の大義名分論」(『近世日本の儒学』)
- (23) 「観瀾集」に収める。
- (24) 「先哲叢談」・「耆舊得聞」などをみると、鶴飼金平、つまり鍊斉の目にとまっていたことになっているが、これは、後藤氏が前掲書中で紹介されたように、鍊斉は元禄六年に亡くなっている、弟の称斉であろう、という意見によっておく。
- (25) (26) 「耆舊得聞」
- (27) 綱斉から絶交されたのは、少くとも水戸藩出仕後だから、河口静斎の「斯文源流」(温知叢書第三編)が、絶交後順庵門に入つたと述べるのは誤りである。

(28) 「儒職家系」 (29) 「耆舊得聞」

(30) 江村北海「日本詩史」卷之四(日本儒林叢書—史伝書簡部)、尚、「観瀾集」には、十四才のときの作「遊石山」を収める。

(31) 「近世叢語」卷八、十一ウ

(32) 稲葉正信「先達遺事」(日本儒林叢書—史伝書簡部)

(33) 後藤三郎前掲書、第二章浅見綱斎の第三節

(34) 五弓安二郎訳註の「靖獻遺言」(岩波文庫)による。

(35) 後藤三郎前掲書 (36) 「耆舊得聞」

(37) 津田左右吉「文学に現はれたる国民思想の研究」第三卷第一節 第十八章

(38) 「先達遺事」

(40) 「文会雜記」卷之六、註(4)の拙稿参照。

(41) 「水戸学大系」第七卷(昭和十六年刊)所収のものをを用いる。

(42) 観瀾の項だけでなく、高須芳次郎「水戸学徒列伝」の列伝及び年表などは、いちいち註記しないが、本論全体にわたって利用させて頂いた。尚、「將軍伝私議」については後述。

(43) 「水戸学大系」(「水戸学全集」(昭和八—九年刊)も同じ)は、

論勢、論義復興、面統、正統、論徳修身、治家、といったように並列する。この分類では、「鑑言」の意図するところは不明になると思う。尚、「鑑言」以下、二人の著作からの引用箇所は、本論中で註記する。

(44) 小川顯道「塵塚談」上之卷(温知叢書第九編)

(45) 島田虔次「朱子学と陽明学」第二章一、朱子の項参照。

(46) 後藤三郎前掲書、第十一章下の第三節三

(47) 「水戸学大系」第七卷所収のものをを用いるが、「論贊駁語」は、「水戸学全集」には収められていなかった。ただ「大系」本は、とくに天皇の不倫の所行などの箇所欠字がある。

(48) 百川伝のこの件に関するところは、澹泊の「大日本史贊敷」

(水戸学大系第六卷)になく、「大日本史」卷百二十(洋本・大本)の百川伝にもない。尚、手研耳命は、神武天皇と阿比良比賣

との間の第一皇子の多藝志美美命で、天皇没後、皇后須気余理比賣に娶いした。(神武記) 桓武天皇の件は、光仁天皇の後井上の

后と、山部親王(桓武)との関係で、発端は別としても百川の計画による、と「水鏡」はいう。いずれも当腹の子ではないが、儒

学道徳からは強く非難さるべきことであつたといえよう。

(49) 「水戸学大系」第七卷に収める。

(50) 「観瀾集」(続々群書類従第十三、詩文部所収)

(51) (52) 高須芳次郎「水戸学派の尊皇及び經綸」上篇第十二章第一節 参照

(53) 伊東多三郎「江戸幕府の成立と武家政治観」(2) (歴史学研究) 第一三二号、一九四八年三月)

## 三 栗山潜鋒とその学問・思想について

栗山潜鋒は、諱を愿または成信、字を伯立、源助と称し、寛文十一年の生れであるから、観瀾より三才年長である。山城国淀の長沢氏の出身だが、この長沢氏は上野出身ともいい、父の良節は儒者として、淀藩主石川主殿頭憲之に仕えた。潜鋒はその長子で、国史を得意とし、闇齋門下である京都の桑名松雲に学んだ。姓を栗山と改め、十四才のとき、父と親しく、また闇齋門下で延宝六年に水戸藩に仕え、史館に入っていた鶴飼鍊斎の推薦で、同年輩でもあった彈正尹八條親王（後西院天皇の子尚仁）に仕えた。元禄元年、十八才でかいたのが「保建大記」であるが、これは宋の范祖禹の「唐鑑」にならない、朱子の「通鑑綱目」にのっとって、保元から建久にかけての約三十余年間の国史を批判したものである。「保建大記」は、親王のためにかかれ、親王に献じたものだが、後年この書によって彼の名が高まった。翌年の元禄二年に親王が亡くなると、京都柳馬場にあって勉学をつづけ、弟子もとったが、その住居を潜鋒といつた。元禄三年には、「尚仁親王行状」を選び、暗に幕府の行為を筆誅したという。しかし、処世の面ではけつして器用な人でなく、時世の流行に合った動きのできる人でもなかったようである。処世に拙たとされた。そこで彼は、小巧よりは拙をよしとするとして、拙斎主人とも称していた。元禄五年、二十三才で江戸へ出たが、この

年、史館総裁になってゐる鶴飼鍊斎の推薦で、水戸藩に仕え三石百を給された。典故に明るいところから任用されたともいわれるが、元禄十年には史館総裁となっており、観瀾よりも七年前の入館である。澹泊・観瀾とともに、修史事業の中心として尽力し、光圀没後も、義公の諡決定、「義公行実」選修のほか、編纂事業も局を分けるなどして進行させていった。潜鋒は幼少から体が弱かったようである。宝永三年四月七日三十六才で江戸で病没した。同じ頃に同じように闇齋門の流れに学び、水戸藩でも親交のあった観瀾の墓所と同じ、江戸駒込龍光寺に葬られた。

板倉勝明によると、潜鋒は、詩文においては彫巧をきらい、時流にのるようなこともなかったという。澹泊は、潜鋒の手になるといふ「義公行実」について、「潜鋒之文、不能贊（一助一）大月」一辞「也」といっているが、潜鋒の評価は、やはり板倉勝明のいっているように、「保建大記」・「倭史後編」あるいは「弊帚集」といった著作や文集からうかがえる。「良史之才」といった点を中心である。「文苑遺談」も、潜鋒の国史編述について、識見・才学・史筆を兼備していたと高く評価し、また、家蔵する潜鋒の遺書「神皇正統記」校訂本を紹介している。柴野栗山も「潜鋒詩稿」の跋文で、「一生筆力。竭於日本史。」としている。潜鋒の死後、子がなかったので弟の砥斎（敦恒）が後をついだが、「弊帚集」は砥斎

の集めたものである。

栗山潜鋒による著作の中心が、「保建大記」（以下「大記」という。）であることはいうまでもない。谷秦山の「保建大記打聞」（享保五年刊）ができたように、後世に与えた影響も大きい。しかも、水戸に出仕する以前の著作であることがはっきりしている。彼を水戸に招いたことは、当時の修史事業がもっていた傾向の一斑を示すことになろう。

「大記」については、三宅観瀾のかいた序文が要をえた紹介をしている。「体を范氏の鑑に擬し、旨を朱子の綱に取り、敬畏を君心に致し、礼分を臣道に謹み、忠邪遁れず、終始繹ぬべく、以て政の得失、事の是非に至りては、一に皆断ずるに古義を以てす。其の本を推し、正を貴び、名教を愛説するは、固より源准後の作（「神皇正統記」―大月）に相亜ぐべくして、」（序）としているが、潜鋒と観瀾の意見の相違も、例えば神器論においてみられる。潜鋒が、神器の存否をもって皇統の正閏を論じたのに対して、先述のように、観瀾は義をもって論じたこととの相違である。「大記」は、保元元年から建久三年までの間の、六王三十八年間の歴史、即ち武家政権成立に至る事情を中心に論じたもので、保元と建久の頭文字をとって書名とした。もと「保平綱史」といい、一冊だったが、後に

改題して二冊とし、正徳六年、潜鋒没後十年にして刊行された。彼が仕えた尚仁親王に読んでもらうことを第一目的としたものであるし、若い頃の作品でもあるだけに、力を入れてかいたもので、まさに彼の代表作であるし、観瀾の考え方と異なる点も神器論以外にいくつかある。以下、潜鋒について、この「大記」を中心に、「倭史後編」・「弊帚集」から考察してみよう。

潜鋒は、天倫の叙、即ち長幼の序と、「躬に三器を擁するを以て正とすべし」（巻の上）をもって天皇の正統を論じ、「蓋し国を有つ者は、常に祖訓を慎み、名分を明らかにし、以て民志を定め、窺覩を杜ぐべし。故に君を立つること必ず一種に定め、而して君臣の分嚴なり。……父子相紹ぐことを重んず。君臣を嚴にする所以なり」（巻の下）と考えた。とくに三器は、「以て祖先の神となし、以て天位の神となし、又以て己を修むるの具となし、又以て天下を馭するの器となし給ふ」（巻の上）もので、後醍醐天皇が、延元元年に偽器を製作したことは、神器を淆るもので、方略の得ともしていない。（巻の下）観瀾とは異なる考え方だが、こうした神器についての大へん厳格な、絶対的な価値をもつものとしての規定と、それによる演繹は本書の特色であり、観瀾のといった例えば徳治主義に代って神器主義をとくといってもよい。といっても、体系的に統一された論文というよりは、まず史実をのべ、一区切りごとに「臣愿曰

く、……」と、自分の考えを述べているように、彼の説を、保元・建久間の史実に即して展開しているものである。その点、やや「鑑言」とは異るところであるが、全体を通じてみると、観瀾が「鑑言」などでみせた姿勢と大差のあるものではない、といつてよい。例えば、潜鋒のねらいが、天皇親政に対して有力化してきた武家政権＝霸道の論難にあることはまちがいないし、神器の強調もそうした論難の根拠になるわけだが、また同時に、天皇あるいは上皇側の非をつき、平清盛・源頼朝らの功とすべき点は功として認めるなど、是非々々主義の立場をとるのである。保元の乱における崇徳上皇は、仁徳・仁賢の徳に乏しく、白河天皇は好色多淫で、閨房に慎むべきだった。(巻の上)「邦家事なきに当りて、上の人、麁墜を振興して以て昇平を文飾せんと欲せば、即ち摺紳の士、進まざることを得ず。其の人や、必ず古今を鑑戒して反省する所あり。而して其の志を得るに至り、傲慢奢侈、終を保つこと能はず。天下事あるに至りては、則ち介冑の士、進まざるを得ず。其の人や、奮搏迅摯、以て自ら效すに務めて、而して放横不法、復た忌憚する所なし。其の忠功を以て身を起すに始まり、凶悖を以て家を亡ぼすに終る者、往々是れなり」(巻の下)

とくに天皇は政治に長じ、臣に仁であるだけでなく、親に孝、子に慈であらねばならない。つまり、天皇は全人格的に徳の完備し

た完全な存在であるべきで、これが、三器の存在とともに、天皇親政のための必要条件である。天命の下に、私としての人格と公的人格とは同一視されるのである。「夫れ皇にして天を称するや、其の居る所は天位なり。治むる所は天職なり。賞する所は乃ち天命にして、刑する所は乃ち天討なり。尊きこと固より二なくして、道、公ならざるはなし」(巻の下) 法皇もまたしかりである。「(後白河―大月) 法皇は信義を悖うして、以て邦家を持つ事能はず。利に<sup>したが</sup> 徇ひ言を食み、曾て之を恥づることなし。頼朝をして其の不臣を肆にして忌憚する所なからしむ。邦の大綱墜ちたり」(巻の下) そして、臣下もこれらの条件に照して論断される。「保元の治、観るべきものあり」(巻の下) とするのは、知者信西の功によるものであるが、子を顯官美職につけるなど、身を保つ所以をしらなかつた。まさに「庸人は常に公なる所に明にして、知者は私する所に暗し」(巻の下) というべきである。同様な意味で、平氏を滅亡させたのも平氏であり、また、源氏に非ずして、天が滅ぼしたものである。「然るに存亡は天に在り、可否は己に在り。道に悖りて苟も免かるゝは、則ち己を盡し天に順ふ者にあらず」(巻の下) 幕府政治をはじめた頼朝が、兵馬の権を握って、將軍のあることのみをしらせ、天皇の存在を忘れしめた罪も、天皇を頂き民衆を救い、神器を援けた功によって償えるものではないとする。

観瀾にくらべても、より抽象的な名分論の展開は、理論的には神器論のごとく、天皇自修論のごとく厳格となり、幕府論のような具體的な問題に関しては、また観瀾とも異なるのである。幕府論としては、次のような考えをもっていたといえる。祭政一致の古代における素戔嗚尊の活動は、後世の武將鎮撫の象であり、以後、源平両氏に至るまで、武將鎮撫のいづれも天皇の命によるもので、古今にわたって同じことである。頼朝が鎌倉に幕府を開き諸国を鎮めたのは、大己貴の天下経営と同じだが、ただ、天皇の命によるものであることを明かにする廷臣がなく、武士の権力を世に伝えるに至ったのである。「興廃は天なり。隆替は時なり」(巻の下)ということをよく理解すべきであるという。天皇親政の古に復したいと思うなら、とくに天皇は、「則ち其の本を修めて、以て其の心を服するのみ。徒らに甲兵の末に屑々として、驟に其の功を成さんと欲する者は、……徒に益なきのみにあらずして、而して又之を損ず。後鳥羽の如き、後醍醐の如き、志なきにあらず、功なきにあらず。然して或は之を撲滅せずして愈々熾んに、或は之を芟りて僅に平にして、復た大茂するは何ぞや。蓋し亦、未だ其の本を修めざるなり」(巻の下)とするのである。天皇の徳に順い服するという感化の下にあっては、鎌倉幕府の創設と、その後の武家政権の展開は肯定され、隆替ところをかえ、天皇親政へと復古するための要件は、天皇の全

人格的完成であり、自修の必要なのである。公私ともに一つにした天皇論と、条件を完備した天皇の下における条件付の幕府存在肯定論の展開は、「臣愿」による尚仁親王への帝王学進講という意識とも無関係ではあるまい。即ち、「人君能く身を律し徳を慎しめば、則ち天下の人心服するを期せずして自ら服し、畏るるを期せずして自ら畏る。人心の畏服する所、天命従って帰す。天命の帰する所、孰か能く之を禦がん。人の君たる者、思を此に致さざるべからず」(巻の下)は、本書の中心テーマといふべきであろう。これらのほか、朝廷では学問が振わず、旧典にくらいことをうれい、排仏論なども述べているが、中華思想について、天地間にそれぞれが中心とならざるところはなく、いわば中華は各国の自称であるのに、我国で元・明を中華として、自らを東夷とすることを非難しているのは、崎門の人であることを示しているよう。

「倭史後編」<sup>(61)</sup>三卷(以下「倭史」という。)については、安積澹泊の「寄三泉竹軒佐竹暉両総裁書」<sup>(62)</sup>に詳しい。この澹泊の書は、正徳五年十二月、「大日本史紀伝」が脱稿、翌六年正月、綱條から志と続編の編集が命じられてから、ときの史館総裁である、酒泉竹軒と佐治竹暉に出されたもので、「倭史」を閲読し、かつ続編の編集の参考とし、彰考館に写本として残すように伝えたものである。この書、及び「倭史」によると、潜鋒が水戸の史臣になってからはじ

まっただと思われる「倭史」の仕事は、「私閱諸家記載」。作後小松称光後花園三帝紀。名曰倭史後編。以示僕（澹泊―大月）曰。請爲「我刪正」。澹泊はこれを見てから一応潜鋒に返した。数月後に潜鋒が亡くなったが、逸亡を恐れて澹泊が所持していた。内容は、「略倣本紀之體」。至レ叙室町將軍。則兼編年之體。凡臣下事迹。小而隱微不法。大而畔乱弑逆。皆備書之。注其所出曰參據。述其緒餘曰支注。事有可議者。輒著評以斷之。剴切透徹。皆中事機。其志將欲帝紀至後奈良正親町朝。將軍至義輝義昭。以究室町之盛衰。而欲衍至後陽成朝。以叙信長秀吉之興廢。亦未可知也。不幸蚤世。書未及成。其纒成者。亦未及脱稿。るものだったという。宝永三年に潜鋒は亡くなったのだから、この年か前年に作られたものであろうが、「大記」につづいての時代の幕府論・將軍論を志し、「竊欲表章皇統之原委」。抉「隨人民之幽隱」。以備將來之鑑戒。」（以上、澹泊の書）したものであった。観瀾もこの仕事では、助言を求められているが、内容からみて、「大記」の後をおって、やはりより進歩したものをもっているといつてよい。実証的傾向も強く、参拠・支注を記入していることなどはその一例であらうし、また、足利義満が、天子・將軍・我、及び我に仕える者皆人間であるが、上人は下人より疾苦をしることがない、上下位を易えたら政治も宜しかろう、と述べた言葉を

引用し（卷之一・応永五年條）、あるいは、「是歳。飢疫人多死。往往至幸村無一人。」（卷之二・応永三十一年條）とか、豊凶などの記載も多く、足利義持を高く評価して、これを輔佐した人々の評伝のないのを残念がっている（卷之二・正長元年條）、なども加えることができよう。

三卷のうち、卷之一は、後小松天皇の明德三年十月から義満を中心、卷之二は、称光天皇期における義持を中心に、卷之三是、後花園天皇の寛正二年六月までを述べている。従って、編年体をとった内容には、史実の羅列がつづく部分も多く、彼の意見としてとりあげることができるものが少ないが、「大記」の述べるところと同じ点も勿論ある。「南朝之凶。雖曰由逆賊。而天命之所歸。」（卷之一・明德三年條）はそれである。あるいは観瀾の意見とよく似たものもあり、両者の関係が考えられるが、足利義詮が細川頼之に義満を託したこと（卷之一・応永十五年條）、などがそれである。「弊帚集」<sup>(8)</sup>は、潜鋒の弟砥斉と親しく、ともに史局にいた藤咲僊潭の「弊帚集跋」によると、潜鋒の遺文（「弊帚稿」）のうち、災火をまぬがれたものの浄書を砥斉が僊潭に依頼し、砥斉没後三年の寛保二年、謄写を終ったものがこの「弊帚集」で、彰考館に収められた。なかでは比較的、元禄年間に作られたものが多い。

朱子学を学び、崎門の人であった潜鋒は、「夫学問之道。其目雖

多。而其要在「居敬而窮理」之二者而已矣」(送大島氏序)としたが、「入徳説」・「氣善説」などをみると、独自の考え方も示している。「蓋天下無性外之物。新民亦我明明徳中之事。而二者各盡其極者。則至善也。故明之一字。統綱領」(入徳説、原文は割書。)とし、また、季退溪の「氣之始無不善」と通ずる考えを持論としたようである。「子思所謂天命。孟子所謂性善。合三理氣而言之矣。(合理與氣。有性之名)然理常定。氣每變。變者難以為常。故先儒折之以為子思天命。孟子性善。語理者也。而又言。論性不論氣。論氣不論性。明。継又言。二之則不是。則教人微意可以見矣。世之學者。一則曰氣質天命。二則曰氣質天命。終不知所謂氣質天命者也。(一)内は、原文では割書。一「大月」(氣善説)とした。よく使う徳についても、「夫徳者得也。行道而得於心之謂。若身行而未得於心。則與道爲二。豈得謂之徳歟。朱先生曰。徳字從心者。以其得之於心也。只是外面恁地。中心不如此。便不是徳」(入徳説)として道を行うことの重大さを強調している。

しかし、ここで注目したいのは、やはり経世論・歴史論についてである。水戸藩史館にあって、「世以吾公館。爲鸞鳳府」(送安積兄之江戶序)と、英俊の士の集まるところとして自負し、「本館判今古之淆」。定今古之疑。議論揀擇。最極精確。可下

以掲遐邇。伝悠久」(舊事本紀議) ことにつとめているが、ただ史官として修史事業に当るだけではなく、「方今邦家無事。士庶安堵」の時期にあって、水戸藩士としてのあるべき姿への教育について、儒学者・史臣としてのはっきりした考えを示していることである。これは、元禄九年、森尚謙が藩士教育のために水戸へ赴く際、潜鋒が贈った序文である。藩もようやく体制の整備がまとまろうとする時期、士産人物粗である、と称する水戸の藩士に対する教育について、森への助言として次の様に述べている。「君教之。以名義倫理。所頼而存。則爲子者孝。爲臣者忠。而後風俗漸可淳也。人才漸可振也。禮樂漸可興也。……且夫一治一乱。天道也。異時不幸。若有治平不如今代。則使人人當有所仰且耻。而驍勇者益驍勇。激烈者益激烈。名教赫然。大節確乎。身杖信義。處死罔貳。竊惟是我侯命君之意也。若徒鼓舞仁義。而僥倖禄利。作爲文章。而眩耀耳目。則其終遂至視利遺親。捨義取生耳。豈可不懼哉。使我侯他日受其慶耶。君也。受其害耶。亦君也」(以上、送森大兄之常陸序)これは、藩士教育に対する、潜鋒の意見・希望でもあり、恐らく彼が文中でいうように、支配者層の望むところでもあったろう。粗野な武士から信義大節を重んじ、武勇死をいとわぬ武士に育成することは、幕藩体制の確立のためには不可欠の必要条件であった。また、観瀾が、藤原



藤房の「見<sub>レ</sub>危<sub>レ</sub>而諫<sub>レ</sub>。諫<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>則去<sub>レ</sub>矣。」ということが高く評価したのに対して、北島親房の「辛勤漂泊。雖似<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>藤房之果決勇退<sub>一</sub>。其忠厚惻怛。憂<sub>レ</sub>世之誠。蹈<sub>レ</sub>萬危<sub>一</sub>而益固。其慷慨懷烈。敵愾之志。濱<sub>レ</sub>百死<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>屈者。未<sub>レ</sub>必不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>藤房之右<sub>一</sub>。」(以上、讀関城書)と評価している。これは、漢の陳蕃が、「大丈夫當<sub>レ</sub>掃<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>。安事<sub>レ</sub>一室<sub>レ</sub>乎<sub>一</sub>。」と述べたことについて、史を論ずる人々が「莫<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>其志<sub>一</sub>而広<sub>レ</sub>其量<sub>一</sub>。」しとしたのに対し、「惜<sub>レ</sub>其量之未<sub>レ</sub>甚広<sub>一</sub>。而其志之未<sub>レ</sub>甚大<sub>一</sub>。何則為<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>除<sub>レ</sub>害易矣。為<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>包<sub>レ</sub>荒難矣。眞広量大志之徒。其將<sub>レ</sub>必曰<sub>レ</sub>大丈夫當<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>包<sub>レ</sub>容荒穢<sub>一</sub>。何必<sub>レ</sub>一室<sub>レ</sub>而已<sub>一</sub>。」(以上、讀<sub>レ</sub>陳蕃伝)と述べていることと同じ考え方にできるものといつてよい。經学を論じ、史を議する者の論には、小兒の論争に近いものがある(小兒論<sub>一</sub>雜草子)、と嘆じた潜鋒が、「大記」で示したような幕府存在肯定論の延長線上に立つて、北島親房・陳蕃を論じ、全く今日的な水戸藩士教育論を述べて、観瀾以上に強い封建支配への服従観を強調し、しかも、より直接の君主に対する忠勤こそが天下を安んずることに通ずる、とする意図をもっていたといえよう。

この忠勤をつくすこと、忠義については、また、元禄期の大事件であった赤穂浪士事件(上<sub>三</sub>刑部侍郎進藤君一書・忠義碑)をはじめ、そのほかについて論ずるものがある。そこで強調されているの

は、過去・現在の君子としての忠義を表して、後世への鑑戒とすべきことであり、南朝の忠臣楠正成の忠義もまた、後世への鑑戒として天下に示されるべきなのである。そうしたなかでも、尊王思想において、あるいは藩士教育論・忠義論において、主君に対する臣下の忠・孝といった上下関係における服従が当面の重大事とされていた。そうした点からみて、観瀾にはたしかに直接藩士教育論のような、実際問題についてふれたものをみなかったが、潜鋒の論には観瀾の論一般にくらべても、観瀾にない鮮明さがあるといえる。このことは、やがて水戸を去り幕府儒者となった観瀾と、後世、水戸学精神の代表的存在の一人とされる、潜鋒との差異を考える場合に重要だと思われる。こうした潜鋒が、「夫為<sub>レ</sub>下殺<sub>レ</sub>上者。天下當<sub>レ</sub>誅<sub>一</sub>。」(題<sub>三</sub>安積君王魏考後<sub>一</sub>)しとするのは当然としても、「今<sub>レ</sub>之世。凡<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>人之上者。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>傲。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>奢。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>癡。為<sub>レ</sub>人之下者。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>媚。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>屈。病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>黠。剛者病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>刻。柔者病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>弛。民俗病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>澆薄。士風病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>萎靡。法則病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>苛。吏則病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>汗。愚者病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>疑。智者病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>察。經病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>註疏。禮病<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>繁文。佛為<sub>レ</sub>性病<sub>一</sub>。老為<sub>レ</sub>道病<sub>一</sub>。記誦詞章為<sub>レ</sub>学之病<sub>一</sub>。」(問<sub>レ</sub>病)と時世を批判して、学問でも記誦詞章にこだわり、実践を怠る弊害を指摘している。

いま考察の対象とした「大記」以下の著作からみると、潜鋒のえ

たものには、水戸藩に仕えてから、観瀾・澹泊らとの交際からえたものも多いと思われるが、「大記」で帝王学を講ずる傾向とちがって、「倭史」・「弊帚集」では、はば広い儒学者としての見方をまわしてきていたことがわかるのである。一例として、歴史について実証性のまわしてきていたことは、「倭史」について先述したが、(ほかにも、「弊帚集」では、旧事本紀現行本への疑問(舊事本紀議)・従来の興国二年を元年とすべき論(改元興国議)・「吉野拾遺」著者論(辨吉野拾遺)などをあげることができよう。)  
「大記」をかいた十八才からの年令的成長もふくめて、「大記」からの発展が、とくに、「良史之才」を深めていく方向でみられたといえるのである。しかし、観瀾とくらべてみて、潜鋒により鮮明な水戸史臣的藩儒的倫理観と、より精神主義的傾向の強さをみるのであり、例えば、神器の存否をもって皇統の正閏をとく潜鋒に理論性を強くみ、義をもって正閏をとく観瀾に道徳性を強くみるように考えるのは、むしろ逆といってもよいといえるべきは、先述したことから明かであろう。また、潜鋒に、かつてよくいわれたような、水戸の国体思想の中心的存在を考へさせるとしても、水戸藩の修史事業の精神的・学問的中核は、観瀾の強くもった、儒学思想にもとづく歴史的政治観であり、傾向がやや異るとはいえ、潜鋒もまたその枠内にあつたことも先述した通りである。

前期水戸学者の一考察

註

- (54) 栗山潜鋒の生涯については、板倉勝明「潜鋒栗山先生伝」(甘雨亭叢書所収の「倭史後編」上に付す)、小宮山昌秀「栗山潜鋒略伝」藤咲僊潭「弊帚集跋」(これも甘雨亭叢書所収の「弊帚集」下に付す)、を中心に述べてきた。これらは、いずれも「実文編」第二(三十二)にも所収。
- (55) 「先達遺事」によると、松雲は儒仏異同に詳しく、伊達綱村に仕えたことがあるが、綱村が鉄牛禪師を信じたことから致仕した。
- (56) 後藤三郎前掲書、第七章栗山潜鋒
- (57) 「先達遺事」や「近世叢語」卷之三文学の項をみると、観瀾が潜鋒を光圀に推薦したと述べているが、「文苑遺談」卷之二潜鋒の項でも指摘しているように、誤りであろう。
- (58) 「弊帚集」所収の「問」病」でも「予多病」と述べている。
- (59) 「水戸学大系」第七卷所収のものを用いる。
- (60) 「水戸学大系」第七卷解題(高須芳次郎)による。
- (61) 甘雨亭叢書所収の上下二冊本を用いる。上に潜鋒伝及び、卷之一と二、下に卷之三と澹泊の書を収めている。
- (62) 註(61)参照、「澹泊斎文集」卷之三(続々群書類従第十三)にも所収。
- (63) 甘雨亭叢書所収の上下二冊本を用いる。上に、前田時棟の序文と、賦・序・記・議辨・説を、下に題跋・書啓・銘・碑・祭文・雑著と藤咲僊潭の跋文を収めている。

四　むすび

幕藩体制成立期から展開期に入ろうとする時期における、二人の儒学者をとりあげ、その学問・思想の内容を、いくつかの著作から考えてみた。二人は、師は異なるが同じく闇斎門下に学び、あいついで水戸藩に仕えて、光圀・綱條のもとで修史事業に参加した。彼らの考え方の異同は先述したが、儒学者の見解としては、独自性をもったもの、例外的なものとしてとりあげるものは少ないかもしれない。しかし、儒学を信奉し、武士の教化に当るべき藩士、あるいは幕府儒者として、政治体制の成立とともにあって示した彼らの学問・思想が、前期水戸学の形成にあって、その代表的傾向を示すものとして認められ、修史事業にも影響を与えたのである。前期水戸学、ひいてはこの時期の学問・思想の内容と意義を究明するとき、そうした二人の存在を一例として考えることは、重要であろうと思われる。